

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

予 算 特 別 委 員 会 会 議 録 ( 3 ) ( 23. 1 定 )			
日 時	平成 23 年 3 月 4 日 (金)	開 議	午後 1 時 0 0 分
		散 会	午後 4 時 4 1 分
場 所	第 2 委 員 会 室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	横田委員長、中島副委員長、秋元・大橋・斉藤（陽）・山田・ 山口・新谷・大竹各委員		
説 明 員	教育長、総務・財政・産業港湾・教育各部長、産業港湾部参事、 消防長、選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長、 農業委員会事務局長 ほか関係理事者 <div style="text-align: right;">(会計管理者欠席)</div>		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。 委員長  署名員  署名員  <div style="text-align: right;">書 記 記録担当</div>			

～会議の概要～

○委員長

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、斉藤陽一良委員、新谷委員を御指名いたします。

委員の交代がありますので、お知らせいたします。鈴木委員が山田委員に、吹田委員が大橋委員に、菊地委員が新谷委員に、高橋委員が斉藤陽一良委員に、佐々木委員が山口委員に、それぞれ交代いたしております。

付託案件を一括議題といたします。

これより、総務・経済両常任委員会所管事項に関する質疑に入ります。

なお、本日の質問順序は、自民党、公明党、民主党・市民連合、共産党、平成会の順といたします。

自民党。

---

○山田委員

◎新共同調理場について

それでは、早速、質問に入らせていただきます。

新共同調理場について各会派がいろいろなことを質問し、私も昨日のお話を聞いておりました。今回、中心部に近い用地周辺の環境、配送経路、また建設規模、車両待機スペースなどいろいろな要件があるということもよくわかりました。

そこで、最初に、今後の課題としては何があるのか、その点から質問させていただきます。

新光共同調理場とオタモイ共同調理場の2か所が統合になるわけです。真栄地区から配送車両が各校に行く場合、以前と真栄に移ったときの配送時間の違いはどうか、まずお示ししていただきたいと思います。

○（教育）学校給食課長

配送の関係で、現地点と今後異なる点ということでございますけれども、現在は、新光共同調理場が、国道上で言いますと柎里の交差点、それから、オタモイ共同調理場についてはオタモイ3丁目ということになりますけれども、今度の建設候補地は真栄1丁目でありますので、新光共同調理場であれば調理場より札幌側の銭函、桂岡、張碓等の学校、それから、オタモイ共同調理場であれば調理場より余市側の塩谷でありますとか忍路の学校になりますが、現状の共同調理場よりそちらの方面の学校については、真栄1丁目からそれぞれの共同調理場までの時間が加味されるものというふうに考えております。

○山田委員

ということは、従来の新光、オタモイから比べると、1か所に集約するというので、利便性はどうかでしょうか。

○（教育）学校給食課長

今申し上げた地区の学校につきましては、距離及び時間の面につきましてはマイナス要因だというふうには認識しております。当該の真栄1丁目の地点からオタモイ共同調理場まではおよそ十数分、それから、当該の真栄1丁目から新光共同調理場まではおよそ十一、二分の所要時間がかかるものと思っておりますので、その分が加味されるというふうに認識しております。

○山田委員

そういう場合は、調理時間を早めるとか、調理職員に対しての通常の時間外など、どのようなことを想定されているのか、また、そういうことがないのか、あわせてお聞かせください。

○（教育）学校給食課長

配送ルート等の関係につきましては、今後、まだ検討をしてみたいと思いますが、一定の時間がかかるというこ

とが当該地区についてははっきりしておりますし、当然、給食時間も従来同様で変更がないと見込まれますので、そうした時間に間に合うように新共同調理場のほうからは出していきたいと思います。そうした関係で、業務の時間帯がどのぐらい変動があるのかですとか、そういうことはまた今後検討して、間に合うように出していきたいというふうに考えております。

**○山田委員**

極力、職員の負担にならないような形で計画を進めていただきたいと思います。

次に、配送車両についてちょっとお聞きしたいと思います。

私も、小さいころには給食のトラックが来るのを楽しみにしておりました。現在、使われている業者は2社で、その車両も配送に適した専用車両だということも聞いております。この場合、たぶん、現在の適正配置ごと、車両の台数が、例えば今、小学校が27校から13校、また中学校が14校から8校となるわけですが、それについて何らかの計画、また、業者のほうからそういうようなものに対して、こういうようにしてほしいなどの要望がないのか、その点についてお聞かせください。

**○（教育）学校給食課長**

配送車両の関係でございますけれども、新光共同調理場は新光共同調理場として、オタモイ共同調理場はオタモイ共同調理場として、それぞれ業務委託契約を締結し、配送をお願いしているところでございます。

現在は、単年度の随意契約ということでお願いをしておりますけれども、従前、先方の配送業者からは、先ほど委員がおっしゃった車両への装備の装着ですとか、そういった面からすると、5年程度のスパンが組めるかどうかという照会がございました。

ただ、その時点では、まだ統合新築ということが明確ではありませんでしたので、今後の検討課題とさせていただくと回答をした経過がございます。

**○山田委員**

今までは単年度の契約だと私も認識しております。やはり、5年で契約するという意味ではどのようなメリットがあるのか、また、業者としてそういうふうな要望があるということは、どのようなことを要望されているのか、その点についてお聞かせ願いたいと思います。

**○（教育）学校給食課長**

その時点でお伺いしたのは、車両に装置をつけて配送の専用車両にするということもございまして、その車両の償却年数も含めてそういったような期間が望ましいというふうに業者の方からは聞いております。

**○山田委員**

業者としては、長いスパンで契約したほうが自社の車の稼働を担保できるという意味ではそうかもしれないですね。

それでは、ちょっと質問を変えます。

新共同調理場ができるわけですが、一つ、食への関心ということで質問したいと思います。

よく、こういう食品を加工又はつくるところでは、見学場など、そういうようなものにも配慮した設備、工場と言うのですか、そういうあり方もあると思うのです。現在、見学に配慮した上で新共同調理場をお考えなのか、その点についてお聞かせ願いたいと思います。

**○（教育）学校給食課長**

現在の共同調理場におきましても、学校のほうで児童・生徒の皆さんが、クラスごとであるとか、時には生徒会などグループごとであるとか、またPTAの方も見学にお見えになっております。そうしたことは、新しい施設においても継続することでありまして、今後、設計等において、一定程度、見学が可能となるよう検討してまいりたいというふうに思っております。

ただ、その際に、外来者と内部の調理作業とのかかわりでございますけれども、基本的には交差させないということも設計の一つのポイントになるかと思っております。

#### ○山田委員

やはり食品を扱うところですから、ぜひとも、隔離というか、別々なルートで動線が交わらないで見学できるような誘導路をぜひつくっていただきたいと思います。

次に、今回、岩見沢市で2月10日に起きた食中毒事件に関連して、本市がつくる新共同調理場についてお聞きしたいと思います。

時系列的に追いますと、2月14日の時点で症状を訴える児童・生徒は925人、また、17日には1,259人となっております。

また、この中の経過で、共同調理所を1週間程度の使用停止処分にしました。また、この患者に対して、市のほうで医療費を負担するという指示をしたのが、二十五、六日のことです。また、3月2日でありますが、幼児が二次感染した疑いがあるということで新聞の報道もございます。

そういうことも踏まえまして、今回、この事件を教訓として、本市の新共同調理場をつくる場合、何に注意をして行うのかをお聞きしたいと思います。

#### ○（教育）学校給食課長

岩見沢市の関係については、大変残念なことというふうに認識しておりますし、また、安全管理については、改めて徹底したいというふうに思っているところであります。

それで、新施設の関係でございますけれども、基本的には、文部科学省で示されております学校給食衛生管理基準に、調理の施設的な面、それから、設備、構造の面が詳細に規定されておりますので、それを基に施設の設計を行っていきたく思っております。

例えば、調理場の床でありますとか、そういう面は完全ドライシステムを採用いたしますし、それから、施設には空調設備を設けて温度、湿度をきちんと管理いたします。それからまた、調理区域等は各部屋若しくはスペースごとに汚染と非汚染区域をはっきりと分離し、食材を入れて、調理するまでの間はワンウエーということで、逆に戻らない、若しくは交差しないような調理施設を想定しているところでございます。

#### ○山田委員

こういうことは、いろいろと管理の方法も、また、それを調理する人方にもいろいろなマニュアルを通して実践していかなければならないと思います。

今、HACCPと呼ぶ危険分析、重要管理点による衛生管理の方法などもあるようです。例えば、そういうものを取り入れてされるのか、まずは、その点をお聞かせ願いたいと思います。

#### ○（教育）学校給食課長

今、食品製造などにつきましては、委員がおっしゃったHACCPの考え方が基になっております。私どもの施設の関係であれば、厚生労働省の衛生管理マニュアル、それからまた、それとの関連で文部科学省の学校給食衛生管理基準も作成されておりますので、そういう考え方の上立った施設であるというふうに認識しております。

#### ○山田委員

七つの原則、七つの手順ということで紹介されています。こういうようなことも徹底していただいて、そういうような被害が出ないようなことが一番求められることだと思っております。

今後のスケジュールに関して何点かお聞きしたいと思うのですが、昨日も平成23年度の土地売買契約から始まって、最終的には25年度末に操業ということで聞かせていただきました。こういうような形で上屋の建設、機械設備、調理器具などがございしますが、一般の児童・生徒に対して新しい調理施設でつくられた給食が提供されるとしたら、最短でいつになるのか、また、その内容について、調査設計とかもあると思います。そういうところも含めて、

大まかでいいので、最終的にいつ操業できるのかということでお聞かせ願いたいと思います。

**○（教育）学校給食課長**

大まかなスケジュールでございますけれども、今回、土地取得費用の御審議をお願いしておりますが、その後、もう一度、そこに関しては議会の御審議をいただくことになるものですから、次の第2回定例会の中で当該地の財産取得について御審議をもらおうと思っております。その後、平成23年度におきましては、施設の基本及び実施設計、それから23年度の秋から冬の時期になると思っておりますが、地質調査を行っていきたいと思っておりますので、所要の予算額についての御審議も今後お願いしたいと思っております。

その後でございますけれども、24年度に入りまして、大きな建設事業でございますので、議会において所定の手続、議決をいただき、おおむね24年度の前半に着工し、現時点での工事の完成めどにつきましては、まだ設計が終わっておりませんが、6月末ぐらいまでに施設を建てて、その後、備品、設備等の関係の準備をし、一番早いスケジュールで想定しておりますのは、25年度の2学期からの供用開始を目指していきたいというふうに考えているところでございます。

**○山田委員**

平成25年度の2学期には一番いい時期になるのかなと、そういう意味では新共同調理場でできた給食が食べられるのかと思います。

この項の最後ですが、今言われたように、上屋については市内業者で発注できると思っておりますが、その入札や発注方法、また市内業者も含めて、入札についての配慮もお願いしたいと思うのですが、そのことについて配慮できるのか、そういったことも含めて御答弁をお願いいたします。

**○（教育）学校給食課長**

建設工事と設備等の工事の関係になりますが、今後、設計業務を行っていく中で、大きな厨房機器については、機器の選定でありますとか、若しくは工事等の関係について内容を決めていくことになるかと考えております。

それから、発注若しくは入札といいますか、具体的な方針につきましては、現時点ではまだ申し上げられる段階ではないということで御理解をお願いしたいと思っております。

また、市内業者の関係につきましては、今後、建設部や契約にかかわる財政部といった関係部局とよく協議してまいりたいと考えております。

**○山田委員**

ありがとうございます。そういう形で、一刻も早く建設のほうをよろしく願います。

**◎新・市民プールについて**

次に、プールに関して何点かお聞きしてまいります。

今回、室内プールのアンケートということで、160名の方々にこのアンケートをお配りしたと聞いております。その分析などの取りまとめが終わったのかと、どのようなアンケートの内容かについてお聞かせ願いたいと思います。

**○（教育）吉井主幹**

アンケートの結果につきましては、先月の26日を締め切りといたしまして、現在、集計中でございます。アンケートの内容につきましては、現在、行っております六つの水泳教室の参加者を対象にアンケート調査を行いました。

内容の一つ目といたしましては、現在、どの教室を利用しているのか、二つ目に、水泳教室の開催場所は、高島小学校温水プールがよいか、市内中心部がよいかという形です。三つ目に、現在どこにお住まいなのかという3点についてアンケート調査をさせていただきました。

**○山田委員**

利用者の意見を、今、集計中ということですが、意見があれば、二、三、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○(教育)吉井主幹

現在、集計中ではございますが、これまでの数字を見ますと、利用者の意見といたしましては、高島小学校温水プールを希望する方が全体の58パーセントぐらい、市内中心部の民間プールを希望されている方が37パーセント、どちらでもよいという方が5パーセントの回答となっているところです。

○山田委員

やはり地元に近い人の利用が多いということも考えられるわけですね。となると、平成18年に4万人いた利用者が、21年では3万人に減ったことも何らかの原因があるのではないかと思うのですが、利用状況の減少についてお聞かせ願いたいと思います。

○(教育)吉井主幹

御質問にありました利用者数の減少についてですが、駅前にあった室内プールの利用者数が、平成18年で4万2,154人、高島小学校温水プールの利用者総数が21年で3万290人となっております。この差が1万1,864人の減少となっております。

プールの利用形態といたしましては、大きく個人利用と専用利用と教室利用というような形に分けられると思います。その中で、利用者数が最も多く動いているのが個人利用と教室利用で、1万1,864人の減少を見ている形になっております。これは、当時、駅前の室内水泳プールから高島小学校温水プールのほうに移行したときから、市内中心部から遠い場所にあり、やはり利用するのに不便という声を多く聞いていることが要因になっているものだと思います。

○山田委員

そのこと一つとっても、やはり、私も小樽市内中心部にプールがあるほうが市民の利用が増えるのかと思っております。

今、平成25年度までに基本設計、実施設計をするなど聞いておりますが、場所が決まらなると、それに対する予算の算出がなかなか難しいと思います。まず、新・市民プール建設のための法的な基準などについてお聞かせください。

○(教育)吉井主幹

平成25年度までのことですが、委員もおっしゃったように、現在、教育部といたしましては、場所の選定を優先に進めているところでございます。場所が決まりますと、施設の規模等はその場所に合わせた形でいろいろなことが想定できるような形となっております。何につくましても、今はまず場所を優先的に探すことを中心に進めているところです。

○山田委員

市民からは、先にいろいろとうわさをされている、小樽税務署跡地だとか小樽グランドホテル跡地、また、小樽駅構内にビルでも建てて、その中にプールを建てたほうがいいのかなど、我々もいろいろなことを聞かせていただいております。駅前にあった室内水泳プールには25メートルのプールがありましたが、ある程度想定されるプールの構想について、まずは基本的なものも必要だと私は思っておりますので、その点についてお聞かせ願いたいと思います。

○(教育)吉井主幹

今、委員がおっしゃったように、用地についてはいろいろと模索しているところですが、建築基準法等によりまして、プールの位置づけは、遊技施設といいますか、興業場の扱いという基準になっていることから、いろいろな用地と照らし合わせますと難しい部分があるのかと考えているところです。

また、基本的な部分については、委員もおっしゃったように、駅前にあった25メートルプールが最低の規模基準となるかと思っているところです。

○山田委員

一日も早く場所を決めていただき、建設に向け取り組んでいただきたいと思います。冒頭のアンケートにもありましたが、今、株式会社ソプラティコより民間委託の話が来ております。それについて、話し合いがまだ終わっていないということも聞いておりますが、平成25年度以降に新・市民プールが建設されるということで、市民は一刻も早く利用できることを待ち望んでいると思います。その意味で、開設されるまでの短期間、市はどう対処するのか、決まっていることがあればお聞かせ願いたいと思います。

○（教育）吉井主幹

民間プールでの委託についてのお話でございますが、今、委員がおっしゃったことも、アンケート調査の結果等を踏まえまして、今後の方向性として協議を進めていかなければならないと考えているところでございます。

○山田委員

やはり期限が切られていますので、一刻も早い御決断をお願いし、途中経過や決定事項といったものも不安な市民に対して、広報誌やホームページを使って周知をお願いしたいと思います。その点について、最後にお聞かせください。

○（教育）吉井主幹

平成25年度までの実施設計に向けて今進めていっているところでございます。その中で、進捗状況等をお知らせすることができるものがあれば進めていきたいと思っております。

○山田委員

それでは、最後の質問に入ります。

◎オタモイ海岸の土砂崩れについて

国定公園のオタモイ海岸の土砂崩れについてです。これは、昨年の第3回定例会に予算計上済ということでお聞きしております。昨年の12月には、120万円の予算で調査が終わったとも聞いております。まず、この復旧費についてどのような経緯だったのか、お聞かせ願いたいと思います。

○（産業港湾）観光振興室中村主幹

まず、オタモイのがけ崩れでございますけれども、昨年の8月、集中豪雨によりまして、オタモイ海岸の海浜地付近で立て続けに2回の土砂崩れがありました。水をかなり含んでおりまして、地盤が緩み、いつ崩れるかわからないという状況で、大変危険な状況でありまして、応急処置を行うとともに、海浜地においていく道路の出入り口にバリケードを設置しまして、関係者以外は立入り禁止をしたところであります。

ただ、2次災害防止の点から、早急に復旧工事を行うべく、財政部、それから建設部とも協議を進めていたところでございましたが、まず、土砂を片づけるにいたしましても、オタモイの土地の権利関係が非常に複雑だということで、その箇所が本当に市有地なのか、土砂を片づけた先も本当に市有地なのか、他人の土地であったら大変でありますので、そういった疑義が生じまして、工事に先立ち、測量の調査を行って、市有地であることを確定させたものでございます。

今の国有海浜地を除きまして、災害箇所一帯が市有地であることを判明させるための測量調査でありました。

○山田委員

120万円の予算で、まずは境界をはっきりさせたと。今回、繰越明許費400万円の調査費がついております。国定公園としての景観への配慮や、広場へ崩落した土砂の撤去、また、この崩落した土砂が2次災害として漁場へ拡散するため、何らかの手だても必要と考えます。このことについて、400万円の調査費で今回どのようなことをされるのか、復旧のスケジュールもあわせてお聞かせ願いたいと思います。

○（産業港湾）観光振興室中村主幹

今おっしゃった400万円でございますけれども、これは災害復旧工事費の400万円でありまして、さきの調査測量

が、実は第3回定例会で予算の議決をいただいたのですけれども、その後、入札を行いまして、調査が実施できたのは10月の半ばでございました。先ほど申しましたように、権利関係が複雑だということで、調査が終わったのが12月の下旬に差しかかったところでありました。降雪もありまして、年度内の予算執行がかなわなかったことから、財政部とも協議をしまして、そのまま繰越明許費といたしました200万円でございます。

工事の内容でございますけれども、今、委員のおっしゃったとおり、現場付近が国定公園内であるということ、それから、漁場になってございますので、土砂が流れて漁業被害を招くことがないように、まず、土砂をしっかり固めなければいけません。次に、地盤が緩んでございますので、さらに土砂崩れも考えられるところであります。万が一、そのようなことがあったときには、海への流入を防ぐためのブロックといいますか、土砂を固めて、それを掘り上げるような手だても必要かと思っております。

さらには、国定公園内でございますので、やはり一定程度の景観に配慮した工事として、芝張りなども考えております。しかしながら、実際にはまだ雪が積もっているところでありまして、4月早々に雪が解けると思えません。ですから、雪が解け次第、まずは確認しまして、建設部とも協議して、どのようなスケジュール、どのような工事をしていくか、決めていくことになると思います。

ただ、何とかめどとして海水浴シーズンに入る前には行いたいと考えているところでございます。

#### ○山田委員

私も、ちょくちょくその場所にはおりに行くときもございます。また、一般の方々がさくを乗り越えて下の広場に入っているのを見たこともあります。今後、本当に土砂崩れが起きないとも限りません。そういった意味で、雪解けからの工事になるとは思いますが、今後の復旧を迅速にされることを期待いたしまして、私の質問は終わります。

#### ○委員長

自民党の質疑を終結し、公明党に移します。

---

#### ○秋元委員

##### ◎教育支援活動推進事業費補助金について

私のほうからは、初めに、平成23年度主要施策等一覧の中の教育支援活動推進事業費補助金について伺いたいと思います。

この中で、この事業自体が、これまでであったおたる地域子ども教室と小樽市学校支援地域本部事業を統合し、全小学校で実施できる体制を構築するということが記されておりますけれども、まず初めに、おたる地域子ども教室と学校支援地域本部事業の事業内容といいますか、目的ですとか、その効果についてはどのようなものがあつたと分析されていますか。

#### ○教育部青木次長

平成23年度から開始いたします教育支援活動推進事業の関係でございます。

委員のおっしゃったとおり、この事業は、これまで地域子ども教室ということで実施してきたものであります。それから、学校支援地域本部事業ということで行ってきたものをそれぞれ拡大した形で行ってきたものでございます。まず、地域子ども教室の目的を申し上げますと、土曜日の午前中に、子供たちが安心かつ安全に活動できる居場所として、主に体育館や図書室といった学校施設を開放し、子供を健やかにはぐくむことを目的としてございます。

事業内容としましては、市内27校の小学校のうち、現在、25校の学校施設で、地域のボランティアの方の協力を得まして、危険のないスポーツ活動や巡回指導者によるものづくりなどの活動を行っているところです。

また、この効果ということでございますが、市内25校の小学校で継続されているということと、また、その中で



10パーセントの子供たちが通年利用されているという効果がございますし、もう一点、地域のボランティアの皆さんが子供たちと出会って、学校の中で子供たちに対してのかかわりを持つということが大きな効果だというふうに考えています。

次に、学校支援地域本部事業の目的でございますけれども、ボランティアの力をかりまして、教員や地域住民が子供と向き合う時間の拡充を図りまして、学校教育を支援するとともに、学校、家庭、地域が一体となって地域ぐるみで子供を育てる体制を整えていくことを目的としてございます。

具体的な事業内容といたしましては、高島、手宮、色内地区の5校で実施したわけでございますが、これらの地域におきまして、学校支援ボランティア、それから、地域コーディネーター養成の研修会を行いました。それから、この事業に関する普及活動ということで広報誌を作成して配布してございます。なお、各学校行事などについての支援ということも行ってございます。

この事業の効果ということでございますけれども、これまで各学校でそれぞれの学校のニーズに従ってそれぞれの学校で行っていた学校支援ボランティア活動が、地区は1か所ではございますけれども、高島、手宮、色内の五つの小学校の中でその情報が共有されて、それで活動が活発になったということが効果として上げられたと思いません。

#### ○秋元委員

初めに、学校支援地域本部事業を行ってはどうですかという話は代表質問でさせていただきまして、その後、本日出席されています大橋委員や山口委員からも、運営に当たっては非常に厳しい指摘もありました。当初は、確か大橋委員のほうから、北海道の中でこの事業に対して手を挙げなかったのは小樽市だけだったというお話がありまして、その後、小樽市も参加するというお話だったのです。

最初に御答弁いただく中で伺ったのは、これまでであった事業が、学校支援地域本部事業を行うことによって、枠組が壊れてしまうのではないかとということがあって、小樽市としては取り組まないということだったのです。ところが、取り組みますというようなことで取り組みました。

その後、予算特別委員会でも、この事業内容について、継続する中での問題点や周知の方法なども質問させていただきましたけれども、あまり広がっていないというふうに感じるのです。周知についても伺いましたけれども、実際、私の家にもボランティアを募るチラシ等が来たのですけれども、ボランティアを募る方法といたしますか、それもこの1、2年間やってきた中で、教育委員会として、事業を進めるに当たってなかなか活性化されていないと、1地域では盛り上がっていたのかもしれませんが、ほかの地域になかなか広がっていかないというのは、本当は、メリットとかを学校や教員に知らせるべきではなかったのかというふうに思うのです。

その中で、教員委員会として、例えば、地域子ども教室ですとか学校支援地域本部事業を行うに当たって、メリットは先ほどちらっと聞きましたけれども、学校にはこういうメリットがあるから、ぜひやっていくべきだというのは、子ども教室のほうは25校で行われておりますけれども、学校支援地域本部事業は本当に限られた5校ぐらいです。あまり広がらないのは、何か問題があるのかというふうに思うのですけれども、この辺は、なぜほかの地域に広がっていきなかったのかと感じますか。

#### ○教育部青木次長

学校支援地域本部事業は、先ほど申し上げましたように、市内では現在1か所となっております。また、委員のおっしゃったように、ボランティアの人材確保といたしますか、周知も含めましてなかなか進まなかったということで御指摘がございました。

私どもも、先ほど申し上げましたおたる地域子ども教室、それから学校支援地域本部事業につきましても、学校とPTA、また町会の協力を得ましてチラシ等の配布をし、周知に努めてきたところでございます。

また、現在、ボランティアをなさっている皆さんからの口コミといたしまして、私はこういうことをやってい

ますということでの拡大についてもお願いしてきたところでございます。

そうした中で、ボランティアの確保について、なかなか広まっていかなかったということについては、さまざまな理由が考えられるかと思えますけれども、まだ、この事業についての周知が足りなかった点があったかもしれません。その点については、また今後研究してまいらなければいけないと考えております。

さらに、チラシ等の周知をしても、実際にその活動に触れなければ、どのようなボランティアなのかということのわかりづらさということで、私たちのチラシ等には、まずはちょっと見にきてくださいということでの訴えかけをして進めてございますが、そのやり方などについても、今後検討してまいりたいと考えております。

#### ○秋元委員

昨年になりますけれども、文部科学省の委託で、三菱総合研究所が学校支援地域本部事業の実態調査研究を発表されているのですけれども、この資料は御存じですか。

#### ○教育部青木次長

見てはございません。

#### ○秋元委員

事業全体をアンケート調査されて、いろいろと結論も出ているのですけれども、問題点なども載っております。例えば、コーディネーター用の成功のポイントですとか、行政関係者向けのポイントなども細かく載っておりますし、私も読ませていただいたのですけれども、非常に感じるのは、教育委員会自体が、せっかく国から補助されたお金を使って事業を行う上で、メリットがあって、これだけ成功しているのだということを周知できていないと思うのです。

その上で、例えば、コーディネーターの募集の仕方も以前に質問して、今も伺いましたけれども、工夫というのは本当にいろいろな形があると思います。

以前、放課後子ども教室の事業について唐津市を視察させていただいたときに、そこもボランティアの確保に非常に苦労されておりました。でも、そのときには、市内の放課後子ども教室がかなり盛り上がってきて、非常にいい成果を生んでいるということで視察に行ったのですが、どういうふうに人材を確保しているのですかと聞いたら、一本釣りでやっているのだそうです。最初は、当然、今言ったとおり、町会や学校などを通してチラシを配ったり、いろいろな会合等でお話をされていたそうなのですけれども、なかなかボランティアが集まらなくて、あるとき、中心になっていたちょっと御高齢の方に、だれか紹介をしてほしいという話をしたときに、その御高齢の方がよく存じている、過去にPTAで頑張っていた人を紹介してくれたと。そして、その方からまた違う方に、いわゆる人伝いで協力してもいいよという人材を選んできて、それが非常に良かったというお話をされておりました。

私も以前に、自分の周りでこういうことなら手伝ってもいいよという人がいますというお話をしましたけれども、実は、その人のもとにはこの話は一切届いていないのです。私はしましたけれども、ほかからは一切耳に入っていないということを考えれば、もっと周知の仕方や人材確保の方法をいろいろ考えていかなければならないと思います。例えば、こういう資料も出ていますから、どういう問題点があるのか、どういう取組をしていけばいいのかということはずいぶん研究していただきたいと思うのですけれども、どうでしょうか。

#### ○教育部青木次長

ただいま委員がおっしゃったように、一本釣りというお話がございました。私どもも、その効果については非常に認識しておりますし、仮にチラシで各家庭あるいは町会にお配りしても、それだけではなかなか伝わらない部分があるということで、一番いいのは、その活動に実際に携わっている方が、こういうようなことをこういう形でやっけていて、とてもいいことだよということでお伝えしていただくということが大変効果的だと認識してございますので、各学校を回ってその点についてもお話ししたことはございます。

さらには、町会の役員会等でも、チラシだけではなくて、直接出向いてお願いに回ったりということも重ねてき

ましたが、これからも委員のおっしゃった報告書について研究して、より効果的なボランティアの確保の方策などについて研究してまいりたいと考えております。

**○秋元委員**

一本釣りは非常に効果があるというふうに思いました。いろいろ手伝える部分はありますという方もいますので、まず、ぜひ、以前 P T A にいた方ですとか、教職員の O B の方ですとか、どんどん声をかけていただくようお願いしたいというふうに思います。

長くなってしまうので次に行きますけれども、学校側にメリットという部分は十分伝わっていますか。同じような話になって申しわけありません。

**○教育部青木次長**

学校側にとってのメリットということでございますけれども、本来、教員が子供たちと向き合う時間を拡充することを目的に始まった事業でございますが、そういう目的の達成ぐあいもさることながら、地域の住民の皆さん、学校支援ボランティアの皆さんが何らかの形で学校の中に入って行って、学校の中で活動していくということが、またそれを周辺の人たちが知っていくことで、地域に開かれた学校になっていくことの活動の一つということで、効果はあるのではないかとこのように考えております。

**○秋元委員**

話が長くなってしまうのでどんどん次に行きたいのですけれども、ぜひ、学校側にもメリットを周知していただきたいと思います。今回は 85 万 5,000 円の予算が計上されていますけれども、この事業費の内訳はどういうふうになっていますか。

**○教育部青木次長**

今回の 85 万 5,000 円の事業費でございますが、歳入につきましては、国と道と市がそれぞれ 3 分の 1 ずつ補助するという形になってございます。支出の内訳としまして一番大きいものが、講習会を開いたときの講師の謝礼、又は地域コーディネーター、これは 2 名を想定していますが、その謝礼が 41 万 5,000 円ほどとなっております。それから、用紙や文具、スポーツ用品などの需用費、消耗品等が 19 万円、ボランティアの方や参加する子供に係る保険については約 16 万円ということで、主なものを考えてございます。

**○秋元委員**

わかりました。私も P T A のいろいろな会合に出させていただくのですけれども、一つ感じることは、いろいろな場で講師の方が来てお話をされる機会も多々あります。この 85 万 5,000 円の中にこの講師の方に支払う金額も含まれているというふうに伺いました。重要な部分もあるのですが、むだだとは言いませんけれども、事業を行う上で本当にそれが必要なかということちょっと疑問に思う部分もあります。ぜひ研究していただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

今回、コーディネーターの方が 1 名いらっしゃいましたね。このコーディネーターの方から、例えば、事業を行うに当たって、学校の教職員ですとか校長がかわることで、事業自体の進捗ですとか取組に対する姿勢が変わるといような相談などはありましたか。

**○教育部青木次長**

コーディネーターの方は 1 名いらっしゃいますけれども、その所属する本部の教員と非常に密接に、協力的に進めておりますので、現在のところは全く問題ないというふうに伺っています。また、委員の御質問の教職員が異動することに伴っての不安ということでございますが、それについては特に伺ってはございません。

**○秋元委員**

次の質問に移らせていただきますけれども、新しい事業をまた予算特別委員会などでも質問させていただきますので、よろしく願いいたします。

### ◎通学路改修事業費について

次は、予算説明書の155ページの下から2行目、通学路改修事業費ですけれども、その事業内容についてお知らせください。

#### ○（教育）総務管理課長

この事業につきましては、学校再編に合わせました施設整備の一環ということで、花園小学校の正門から校舎に至る坂道の部分がございますが、現在、この部分は歩道と車道が分離されておりませんし、冬場は路面凍結によって転倒事故などがあります。それから、市役所のほうからでしたら、車両でも1回で曲がって上がっていただけるのですが、菁園中学校のほうから来ますと、1回ハンドルを切っても上がれないというような形状になっております。

この事業の内容といたしましては、今は大体4メートル程度の道路の幅員を2メートル程度広げ、歩道とフェンスを新設いたしまして、歩車道を分離して通学路の安全を確保するものでございます。

#### ○秋元委員

伺いたいのは、必要な事業ですからいいのですけれども、ほかの学校もいろいろな問題を抱えておりますね。周辺の環境整備なども、非常に危険なところもありますし、いろいろな学校からの要望もあると思うのですが、今回、そういう部分も踏まえて、花園小学校のその道路が選ばれたというのはどういう意味なのですか。

#### ○（教育）総務管理課長

若干、先ほどの繰り返しになりますけれども、あくまでも学校再編に合わせた施設設備ということで、昨年の懇談会などでも要望の高かった事業ということで実施することにしたものであります。

#### ○秋元委員

ほかの学校も再編に絡んで道路整備などを非常に望まれている地域もありますけれども、例えば、危険度から言えば、ほかにもまだ危険な場所があるのです。今後、学校再編も含めた上で、そういう危険な場所をどういうふうに把握しながら整備していくのかというスケジュールみたいなものはあるのでしょうか。

#### ○教育部長

通学路に限らず、小樽市の学校は、老朽化も進んでおりますし、耐震化の問題もまだ数多く持っています。現在、予算をつけていただきながら進めております。今回の学校再編の基本計画の中にもうたっておりますが、41校すべてを改善していくことは現実的にはなかなか難しいと。そういった中で、学校再編の大きな柱として少子化に伴うところの学校再編と、もう一つは、老朽化した施設設備に対応していくという大きな柱を二つ掲げながら学校再編を進めているところであります。

ですから、たくさんしなければならないことがあるというのは、そのとおりなのですけれども、具体的にどのようにしていくのかということになれば、学校再編とあわせて、もう40年、50年たっている学校については改築、あるいは、まだそこまで行っていない学校については耐震化と大規模改修という流れで進めていかなければならないというふうに思っております。

また、通学路につきましても、学校が変わることによって新たな通学路が出てくるわけですから、その部分もあわせて、現在進めている懇談会等の中ではいろいろな御要望が出てきますので、できるものについては対応していきたいと考えています。

#### ○秋元委員

わかりました。

環境整備の中ではほかにも危険な場所があるということで、私も手宮地域に住んでいるものですから、やはり向こうの要望をたくさん伺います。手宮の陸上競技場に上っていくロードヒーティングのところですが、道路の構造上の問題なのでしょうか、広い場所と狭い場所があって、一番狭い場所は車1台分のロードヒーティングし

か入っていないのです。両側は道路があるのですけれども、そこは雪が積もっていて生徒が歩けないという状況です。冬場になると、当然車はロードヒーティングの場所を走りますし、生徒もそこを歩こうとするのですけれども、車も人も交差できないというような、特に今年などはそうなのですが、またほかの委員会でも話をさせていただきたいのですけれども、非常に問題があるというふうに思います。

例えば、手宮小学校が今後の計画では改築されるというようなお話ですけれども、そうなれば、ロードヒーティングを改修するのか、スクールゾーンにするのか、いろいろな方法があると思うのですけれども、あそこの坂は昔から非常に問題があると思うのですけれども、この件は教育委員会としても当然承知をしているのでしょうか。

#### ○教育部長

この間、いろいろな場面で懇談会をやってきた中で、手宮ターミナルから手宮小学校、それから末広中学校に抜けていく道は、特に冬期間、防犯上のことで、夜間には街灯も少なくなりますし、特に神社から上のほうになりますと、人通りも民家も少なくなるということで、どうにかならないのかという御意見もあって、今回の再編計画の中では、手宮小学校、手宮西小学校のどちらかを小学校、どちらかを中学校ということで議論を進めているところです。

端的に言いまして、手宮小学校までのところのロードヒーティングの問題というのは、全部の懇談会に私は出席していると思うのですけれども、今回の懇談会の中では直接的には聞いておりません。ただ、手宮小学校——中学校、小学校のどちらにするのかというのはまだ最終的な詰め段階ですけれども、どちらにしても学校として利用していきたいと考えております。今後、そういった議論、要望も出てくれば、道路については建設部のほうに伝えることになると思いますが、これはどこの学校でも出てくるのですけれども、現状で、新しくロードヒーティングを設置するということについてはなかなか難しい面があるということでお話しさせていただいています。

ただ、それにかわる方法があるのかということもあわせて議論していかなければならないと思うのですけれども、今、建設部のほうでは、老朽化したロードヒーティングの改修が主な事業ということになっております。私どもは、要望としては理解する部分はあるのですけれども、新しいところをロードヒーティングにすることまでは現状では考えに至らないというか、その要望についてはなかなかお受けできる段階ではないだろうというふうには理解しております。

#### ○秋元委員

私も、建設常任委員会の委員ですから、新しくロードヒーティングをというのはなかなか難しいということとはわかるのですけれども、あそこの道路のつくりが特別いびつな形になっていませんかということなのです。下のほうはずっとロードヒーティングが入っているのですけれども、上に行くと、車1台しか通れないようなロードヒーティングになっていて、またそこからどンドン広がっていくのですね。ああいうのはちょっと異常なのではないか、危ないのではないですかというお話をさせてもらいました。

今後、たぶん、いろいろな場所でそういうお話も出てくるかと思うのですけれども、そういう部分も含めて、ぜひ検討していただきたいなと思いますので、よろしく願いいたします。

---

#### ○齊藤（陽）委員

##### ◎市立小樽美術館の予算について

まず、美術館の関係で、予算にかかわって伺います。

予算説明書の168ページにあります美術館費の特別展開催経費で782万4,000円ということなのですが、この特別展は、具体的には「アンリ・ルソーと素朴な画家たち展」ということで、5月から7月にかけて開催されるという話ですけれども、アンリ・ルソーという作家の位置づけだとか、出品される主な作品、期間、目標となっている入場者数、今回の展覧会の主な内容と意図するもの、それから、巡回展ということなので、巡回される他の美術館、そ

れから、展示スペースの問題、再整備のこけら落とし的な意味合いもあるということですから、そういった部分だとか、あとは作品の保護、安全管理、経費の内訳等、おおよそ御説明をいただきたいと思います。

#### ○（教育）美術館副館長

それでは、まず初めに、アンリ・ルソーの画家としての経歴を簡単に答弁させていただきます。

アンリ・ルソーにつきましては、20年間、パリ市の税関の職員として、仕事の余暇に絵を描いていたという、いわゆる日曜画家でございました。19世紀から20世紀にかけて絵を描いた画家でありまして、没後100年になるという画家でございます。

次に、このたびのアンリ・ルソーを主とする主な作品ですが、アンリ・ルソーの作品については、皆さん目に触れているかと思いますが、「眠るジプシー女」「戦争」などが主なものであります。アンリ・ルソーを中心として52点の作品を展示いたします。

期間につきましては、5月21日から7月10日までの50日間、さらに、目標人数につきましては、前売り券を含めまして3,330人を目標としております。

また、今回の展覧会の意図するものでございますが、今回の展覧会については、世田谷美術館が所蔵する作品をすべてお借りして展示するものであります。そのように、素朴な画家たちの作品を通じて人間の心の底に潜む想像力であったり、精神性であったり、また、あまたに見られない作品ですので、芸術作品が持つ大きな力を小樽市民をはじめ道民の方々に感じ取っていただきたいということで開催することといたしました。

それから次に、この展覧会につきましては、財団法人地域創造の支援事業として立ち上げております。市町村立美術館活性化事業と銘打っておりまして、展覧会名は、副題として「第12回共同巡回展」、そして、本題といたしましては「世田谷美術館コレクションによるアンリ・ルソーと素朴な画家たち いきること えがくこと」という題名となっております。

それから、実行委員会を組んでおりまして、全国の4館を巡回いたします。トップバッターは市立小樽美術館で、5月21日からスタートし、総合開会式を開催する予定となっております。次に、千葉県の市川市芳澤ガーデンギャラリーで開催をしております。その次は、富山県の笠岡市立竹喬美術館で開催し、最後には名古屋市の文化フォーラム春日井で開催する予定であります。

それから次に、再整備のこけら落としとしてスペースは十分かということでございますけれども、今回の展覧会については、2階の企画展示室で開催いたしますが、通常ですと、大きさの大小もありますが、60点は優に展示できるスペースとなっております。今回は52点でありますので、十分に確保されていると考えております。

それから、世田谷美術館から貴重な作品をお借りするというので、小樽市の経費の中には、作品の監視員の業務委託や、また、深夜における夜間監視業務委託も事業費の中に含めております。

事業費の総額につきましては782万4,000円で、収入は合計で632万4,000円となっており、最終的には一般財源から150万円を持ち出す形で事業を予定しております。

その事業費の主なものですが、まず、小樽市独自のチラシ、ポスター、それから中央バスの中つりチラシも行いますので、そういったものの印刷製本費が53万7,000円です。あと、やはり人を集めるには広告を強化しなければならないということで、北海道新聞も含めて広告料として41万3,000円です。そのほかには、先ほど答弁させていただきました館内の監視業務委託、夜間の巡回委託等の委託料で141万8,000円です。それから最後に、最も大きい負担額ですが、実行委員会で負担する額、これは実行委員会のほうで作品を搬送する経費、搬送してその後に展示する経費も含まれておりますが、そういったものに充当される場所の負担金が450万円です。これが事業費の内訳となっております。

#### ○齊藤（陽）委員

大体わかりました。今回の展覧会の作品で意図するものとしては、人間の心に潜む想像力といったものを市民に

感じ取ってもらいたいということですね。

今の中で 1 点気になったのは、作品の保護という部分で、温度、湿度のそういった部分に関して 2 階は大丈夫なのでしょうか。

○（教育）美術館副館長

温度、湿度の関係でございますが、もちろん、各展示室に温度湿度計は整備しております、毎日にかけております。そういった温度、湿度の記録についても、貸し出す側の世田谷美術館に資料をお見せしまして、確認していただいた上で展示することになっておりますので、十分対応できるというふうに考えております。

○齊藤（陽）委員

わかりました。

美術館というのは、特別展、企画展という部分が非常に大事なところですけども、この 3 年間程度に市立小樽美術館で行われた特別展、企画展の主なもの、好評だったもの、ちょっといま一つであったものもあるかもしれませんが、そういった部分で主なところを御紹介いただければと思います。

○（教育）美術館副館長

特別展、企画展で好評だった主なものについて、答弁させていただきます。

平成 20 年度につきましては、中村善策記念ホールが開館 20 周年ということで、「中村善策の全貌展」を開催いたしました。このときの来館者数は 4,350 人と、歴代トップテンに入るような観覧者数となっております。また、21 年度は、これも特別展ですが、美術館開館 30 周年記念といたしまして、道立近代美術館から作品をお借りしまして、1 階と 2 階で大々的に展示をさせていただきました。また、実行委員会も経済界の協力を得ながら開催し、このときの観覧者数は 5,684 名で、歴代 2 位の観覧者数となりました。

また、21 年度の企画展ですけども、「小樽・水彩画の潮流」と題しまして開催いたしました。この「小樽・水彩画の潮流」に展示されている作品の中に、平沢元死刑囚の作品も多く展示したのですが、それがすごい反響を呼びまして、札幌ですとか道内の遠いところからもいらしていただいて、企画展ではあり得ない 4,529 人という観覧者数を記録いたしました。

そして、今年度の特別展ですけども、「素描の技 時を刻む線描」といたしまして、また違う視点でデッサンですとかスケッチ、作品が完成するまでの間の画家の苦悩といいますか、その下地のものに焦点を当てた展示を行いました。しかし、この展示につきましては、若干玄人的な感じもありまして、観覧者数は 2,291 人とどまりました。

最後に、今年度の企画展ですけども、つい最近、終了した「木版画家金子誠二 愛の絆展」では 2,000 人程度の観覧者数がありました。こちらについても、大変好評となっております。

○齊藤（陽）委員

単に人数が多ければいいというものではありませんので、たとえ観覧者数が 2,000 人台ぐらいであったとしても、小樽市民として非常に見たいとか、小樽市民にぜひ見てもらいたいという大事な展覧会があると思います。

昨年、私ども公明党小樽市議団として、佐賀県立博物館と佐賀県立美術館を視察させていただきました。佐賀県立博物館では、所蔵資料を中心として佐賀県の歴史文化を総合的に、佐賀県立美術館では、特に近現代美術について佐賀県出身の作家を中心に紹介するというような内容です。事業としては、常設展では佐賀県出身の作家を中心に美術館が所蔵する美術工芸品の展示、それから、隣接している博物館の 3 号展示室で、近代美術の一つの草分けと言ってもいい佐賀県出身の岡田三郎助の絵画を展示するということでした。平成 22 年度は、特に佐賀県立佐賀城本丸歴史館の 5 周年ということもあって、「近代との遭遇」という特別展が 1 月から 2 月にかけて行われました。佐賀の特に近代歴史、久米邦武という日本の歴史家の元祖みたいな人と、その息子で芸大の最初のころに美術の教授を務めた久米桂一郎の父子の作品、あるいは岡田三郎助の作品の展示が行われていました。

美術館、博物館いずれも、それぞれ設置の目的や、館としての活動の理念、コンセプトがあると思うのですが、市立小樽美術館としての理念的なもの、目的とするところの基本的なことをお聞かせいただきたいと思います。

○（教育）美術館副館長

市立小樽美術館の理念といますか、基本的な目的について説明させていただきます。

まず、市立小樽美術館条例の第 1 条で設置目的として、小樽市における美術の振興を図り、文化の発展に資するため美術館を設置するとうたっております。この設置目的を受けまして、第 3 条では、主として小樽市にゆかりのある美術作家の作品及びこれに関する資料を収集し、保管し、及び展示することと、美術館で行う事業を定めております。

私ども美術館といたしましては、この第 3 条第 1 号の規定を理念に、今、展覧会等の企画立案を進めている状況であります。

○齊藤（陽）委員

小樽市にゆかりのある作家の作品等ということですが、どこまでも小樽市にゆかりがなければだめというのではなくて、ゆかりとはどの辺だというのはいろいろな考え方があると思うのです。今回の「アンリ・ルソーと素朴な画家たち展」を導入された意図と、今のコンセプトとどういうふうに結びつけて整合性をとって考えられているのかお示しいただきたいと思います。

○（教育）美術館副館長

今回の展覧会と美術館条例の目的との整合性についての御質問でございますが、まず、主として小樽市にゆかりのある美術作家の作品を収集、保存、展示するということから、小樽市出身のみではないという理解をしていただきたいと思います。基本的に、文学館もそうなのですが、特別展と企画展がございまして、それぞれの館で収蔵する作品のほかに、他館から借入れして、魅力的なよりよい展示を行うための特別展を、第 3 条第 1 号に該当するというところで進めております。また、企画展も同様に、当然、市立小樽美術館で収蔵する小樽市出身の作家の作品を展示するのですが、それにプラスして、さらに魅力度をアップするため借入れしています。そういう中では、アンリ・ルソーの展示については整合性がとれていると考えております。

やはり、この展覧会につきましては、東京に行かないと見られない貴重な作品、魅力的な作品を、ぜひ道内の方、小樽の方に見ていただきたい、感動を覚えていただきたいということで、そういった意味も踏まえまして判断したところでございます。

○齊藤（陽）委員

私もアンリ・ルソーは非常に好きな作家ですが、アンリ・ルソーの時代というのは、ちょうどエコール・ド・パリと申しますか、明治から大正にかけての小樽の繁栄期と同時並行みたいな作家です。開館 30 年展のときの「画家たちのパリ展」のときもそうですけれども、そういったアンリ・ルソーなどの作家に小樽の作家が非常に影響を受けて、創作意欲をかき立てられながら小樽で芸術作品をつくっていったという、そういった本場のものを我々がこの小樽のまちの中で触れられるということは非常に意味のあることだと思います。

今後の企画展あるいは特別展の予定等が決まっていればそういうものと、それから、小樽市にゆかりのあるという今のコンセプトと整合性をとって意味づけを明らかにして、どのような展覧会があるのかをお知らせいただければと思います。

○（教育）美術館副館長

今後、平成 23 年度に開催される展覧会でございますが、先ほどから答弁させていただいている「アンリ・ルソーと素朴な画家たち展」を特別展 1 で開催します。その後、企画展としまして、これは小樽市にゆかりのある方ですが、「濱本恵義・藤巻陽一新収蔵展」と言ひまして、22 年度に収蔵した作品を市民の方にお披露目するという形の展覧会です。



その次に、「北海道現代具象展」です。こちらにつきましては、小樽の作家が含まれておりますが、北海道出身の具象絵画を描く実力派の画家の方々の作品を展示いたします。

それから次に、同じく企画展で、「鶴沼人士と小樽新世代」です。現在、母親が小樽に住んでおられ、姉もフランス在住の画家で、その弟にあたる方で、2年ぐらい前に亡くなられたのですけれども、その方をしのびまして記念展を開催する小樽ゆかりの展示です。

それから、最後に、この4月に一原有徳記念ホールがオープンしまして、2日からオープニングを開催し、一般公開を始めますが、その後、10月に、没後1年ということで一原有徳氏の特別展を開催いたします。

以上が、今後の展示でございます。

#### ○齊藤（陽）委員

それでは、残りの質問については、常任委員会等で行いたいと思います。

#### ○委員長

公明党の質疑を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2 時 24 分

再開 午後 2 時 45 分

#### ○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

民主党・市民連合

---

#### ○山口委員

##### ◎小樽市の観光について

総務・経済両常任委員会所管事項ということで、今日は久しぶりに観光についていろいろお聞きしたいと思います。

2月1日の北海道新聞に、11月に商工会議所の新体制が発足し、新しい会頭が沈滞している小樽の経済に何とか活路を見いだしたいということで、三つのプロジェクトチームを発足されたというふうに書かれておりました。

その中で、商業と言えば、一般に中心市街地の活性化とか、そういうものについてはこれまで商工会議所もいろいろと施策を打っていらっしゃったというふうに承知しておりますけれども、特に観光については、観光委員会というものがあるのだけれども、なかなか観光にシフトして何か施策をされたという記憶はありません。ガラスのブランド、JAPANブランドという事業を直接受けられて、助成金をいただいております。それが唯一かと思えます。それも、あつぱあつぱでされたと聞いていますが、今度は後志も入れて1次、2次製品の発掘をされるということです。そして、商品化して、今度はそれを東アジアに向けて小樽港から積み出して売っていくようなことも含めて研究しようというようなお話もされておるようです。

もう一つは、いわゆる海外の、海外と言っても東アジアを中心とした地域からの旅行客の誘致です。これも同時に取組されるということで、ようやく経済界も、このまちの実態に合わせた活動になられるのかということで、私は大変期待したいと思っております。

これを受けて、小樽もさまざまな取組をされてきたと思うのですが、私は、まだ相当の課題が残っているのではないかと思います。これは本会議でもいろいろ話題になっておりましたけれども、昨今の小樽の経済状況がなかなかよくなると思います。そういうことから、何を強化して小樽のまちの経済の落ち込みをまず食い止めることができるのかということなのです。

私は、今の小樽経済の屋台骨というのは観光になっていますとかねがね申し上げております。これは、2度にとつた調査で経済波及効果が出ていますけれども、3割5分ぐらいということである意味では基幹産業になっていません。例えば、その中でも、製造業の製造品出荷額の4割を占める食品が柱になっているのではないかと。この産業を観光にリンクさせて育てていかないと、雇用にしても経済にしても底上げにはならないし、食いとめもできませんということをずっと申し上げておりました。

そういう中で、小樽の地場産品です。平成16年の調査では、地場調達率は全観光土産産品の49.3パーセントで、12年では65パーセントあったものが5割を切っているのです。これでは全然産業になっていません。これをいかに上げていくのか。

もう一つは、私は今、小樽のまちのブランド力というのは相当落ちていると思いますけれども、ブランド力があるうちに、このブランド力を利用して、外に向けて物を売っていくということなのです。だから、少なくとも小樽の既存産品の見直しと新製品の発掘、育成を産業施策として、経済界もやっとその気になってきたわけですから、小樽市も連携をとって底上げをしていく施策をぜひともやらなくてはいけないと。これまでは、財政再建が主で、政策的な経費をなかなかかけられなかったけれども、やはり、ここはぜひとも力を入れて、次の4年間では成果を上げられるようにしていかなければいけないのではないかと考えるわけです。

こうして演説していると時間がありませんので、聞いていきますが、これまで、今申し上げた地場産品の発掘や見直しといったことにどういうふうな施策を持って対応されてきたのか、一定の成果があったのかについてお話しただきたいと思います。

#### ○（産業港湾）産業振興課長

トータル的な地場産品の発掘というふうなお尋ねかと思えます。これまでの小樽の製造業の中で重きを占める食品製造業というものがああります。特にその中心たる水産加工につきましては、昨年、久方ぶりに水産加工品評会を行うなど、その中で新商品ですとか新製品の開発を促した中で、すぐれた地場産品の紹介というものを行ってきております。

また、海外における事業展開について説明させていただきますが、これまでも、東アジア・マーケットリサーチ事業といたしまして、小樽の強みであります観光と連動した形での事業を行ってまいっております。

平成17年度から20年度にかけてまして、台湾ですとか、香港におきまして地元の百貨店で物産展ですとか見本市、また、地元のバイヤーとの相談会などを行ってきております。そうした中で、継続的な取引に至った事例は少ないですけれども、例えば、地元のガラス工房が常設展を開設するなど、また継続的な取引に結びつきました例もございます。

#### ○山口委員

私が委員会等でお話させていただいているのは、例えば、小樽の市場などにも水産加工品は結構あるのですけれども、いわゆる土産物として商品を考えていらっしゃるということではなくて、日用買い回り品みたいな形で商品が考え出されているということが非常に多いと思うのです。

私は、前にパッケージの話もしました。それから、商品の価格も、量の問題も、組合せの問題もそうです。そういうものを、我々は一般にその商品を知っておりますけれども、外から見てどうなのかというところの評価です。これは、デパートでの物産展などのときには、デパートのバイヤーが商品のある程度評価してサジェスションしていただけるのですけれども、土産品となるとまた変わってくるわけです。

そういう意味で、一度、政策的にプロを入れて、特に水産加工品などの評価をされたらいかかと思うのです。デパートのバイヤーは商品を探していますし、いわゆる商談会の上だけではなくて、交通費ぐらいだけで来ていただくということもできると思います。やはり、そういうことをやっていかないとだめだと思うのです。個々のメーカーは、つくっていくのには手いっぱいです。それから、パッケージにしても、ふだんつき合いのある包装資材会

社とお話をされたりして、もうこれしかありませんよとやっちゃっているところがあるような気がします。デザインもそうだと思います。

前にも指摘しましたが、これは非常に健康にいいですよとか、本当に自然食品ですよというようなイメージではなくて、どぎつい色を使って、何かすごいミスマッチのパッケージのものも結構あるわけです。

私は、運河プラザに並んでいる商品しか見ておりませんが、やはりパッケージがきちんと考えられていて、価格も考えられている商品は売れているのです。せっかくいい商品なのに、そこで間違っているというものが結構あるわけです。そういうことを施策として、商工会議所も賛成していただけるかわかりませんが、一度まちを挙げて、再評価を行って、メーカーや商社のほうに、こういうふうに改善されたいかがですかというようなことも言っていただければいいと思います。

京都などを見ますと、やはり、あれだけの時間をかけて商品が練り上げられていますから、商材そのものの中身は大したことはなくても、非常に上品に上手に売っています。こういうことは、北海道は物すごく下手で、それをうまくやったのが白い恋人やロイズや六花亭だと思います。チョコレートみたいなものをあれだけ高い値段で売るので、日用品だったら、だれもあんな値段で買わないですし、お土産だから買って行くわけです。利尻屋みのやが一生懸命やっついていらっやいますけれども、昆布などもああいうふうに売れば土産物になるのです。私はもっとデザインがちゃんと工夫されていけばいいと個人的に思っていて、社長にも言うのですけれども、いずれにしても、そのほうが利幅もあるのです。

そういうことをこつこつ積み上げていく中で、先ほど申し上げた数字を上げることができるのです。地場調達で地場の産業にしていって、それで金額を上げていくということです。

国内の土産物ではそれでいいですけども、海外に売るにはまた別で、いわゆる商品力がどうなのかということと価格です。それともう一つは、基本的に商社なのです。先ほど、東アジア・マーケットリサーチ事業の話をしていただきましたけれども、通常取引になっていった商材というのはあるのですか。

#### ○（産業港湾）産業振興課長

先ほど説明いたしました海外におけるマーケットリサーチ事業におきましては、主に食品を持ってまいりました。そうした中で、単発の商品供給に結びついた例は二、三ありますが、あとは継続的な取引に至った菓子も一つ、二つはあったというふうに聞いております。あとは、商談には結びつくのですけれども、やはり、価格ですとか、流通コストの問題でどうしても価格を高く設定せざるを得ない中で、最終的にはなかなか継続的な取引に結びついていなかったという結果でございます。

#### ○山口委員

今、課題の話もしていただきましたけれども、課題は前からもうわかっているのです。特に、価格の問題は大変難しいところがあると思います。結局、ロットの問題もあって、小樽だけで商材を集めて売るとするのは難しいのです。商工会議所でも、後志を含めて広域でやろうというふうに言っているわけで、これは当然のことですよ。私は、函館まで入れてもよいと思いますし、そのぐらいの範囲で商材を集めて小樽港から出していくようなことを考えないと、なかなか難しいと思います。

もう一つは、向こうでどのようなものが高くても売れるのかの情報収集が必要ではないですか。今、相当取引をしているところがあるわけですから、領事館もあるし、華僑もいるわけですから、いくらでも聞けると思います。まずはそういうところから情報を集めて、これは商工会議所が得意かもしれませんが、せっかく商工会議所がその気になったわけだから、ぜひとも小樽市中に入って、そういうところの分析、調査を一回きちんとやらなければならないと思いますし、やった上で戦略を立てていくということです。こういうことをぜひやりましょうよ。でないと、小樽のまちの経済はもちませんし、悲観的な話ばかりになっていきます。税収は落ちる一方だし、市民税などはすごい下降曲線です。税制が変わったにもかかわらず、もとのところにまた戻ってしまいます。固定資産税評

価が上がるわけではないし、固定資産税だってどんどん落ちますよ。今は60億円台でしょう。何を財源にしてやっ  
ていこうということですか。観光にリンクさせた産業しかないのですよ。自然に任せていたってだめなのです。い  
かにブランド化して外に物を売っていくのかということ。ぜひこれはやっていかないと、経済の構造が変わっ  
て昔のように戻れば別ですけども、もう戻らないわけですから、小樽の経済はもちません。税の問題はまた別だ  
と思います。これだけ地方に税収が入ってなくなると、税の体系を変えてもらわないと本社機能に全部法人税が  
行くような仕組みは地方にとっては困るわけですから、事業を行った売上げで地方に税が入ってくるような仕組み  
をつくらないと、地方はやっていけないわけはありませんよ。全部中央に収奪されているわけですから。

これは余談で申しわけない。ちょっと横にそれましたけれども、いずれにしても、私はそういう考えを持ってお  
りますので、ぜひ、ここについて、市長はかわりますけれども、一生懸命取り組んでいただきたいと思ひます。

次に、東アジアの外国人観光客が物すごく増えていると言うのだけれども、データがなくて、私たちが持っている  
データは、小樽に宿泊していただいている韓国、中国、香港、台湾、シンガポール、こういう国別の宿泊客のデ  
ータを持っているにすぎないのです。これはどういうふうに推移していますか。

#### ○（産業港湾）観光振興室佐々木主幹

山口委員がおっしゃったとおり、私たちが国別で持っているデータというのは、宿泊別で、それが一番正確なデ  
ータでございます。日帰り客につきましては、やはり、国別に把握するというのは大変難しいことございまして、  
どこの時点で国別を把握していくかはなかなか難しく、海外からの日帰り客の国別の数というのは、現在、押さえ  
られていない状況でございます。

旅行会社が押さえているような形になろうかと思ひますけれども、道内に直接入ってくるツアーもございまして、  
首都圏や関西圏から回ってくるツアーで北海道に入ってくるツアーもございまして、旅行会社を通して把握する  
ということも現状ではなかなか難しい状況かというふうに考えております。

#### ○山口委員

小樽市レベルだけでそういうことを調査しようと思ってもできません。けれども、きっちりその辺の動向につ  
いては具体的に把握しておく必要がありますし、把握していなかったら戦略も立てられません。

これは、例えば道のほうである程度把握していませんか。バスで回って来る旅行者をパーソナルでやるのは難  
しいですよ。代理店を通してやっているわけですから、その辺は把握できるのではないですか。小樽市がやれと言  
っているのではないのです。

#### ○（産業港湾）観光振興室佐々木主幹

北海道のほうは、北海道、国全体も通してですけども、一応、入ってきた段階での数値は押さえております。  
例えば、北海道の例で言いますと、北海道に入ってきた段階までは押さえられるにしても、残念ながら、その後の  
回り方という部分で、小樽にはどの程度国別で入ってきているかというところまでは今のところ押さえられてい  
ないのが現状であります。

#### ○山口委員

私は小樽雪あかりの路で10日間現場にいて、写真を撮ったり、もちを配ったりしましたけれども、日本人のほう  
が少なく、半数以上は外国人で、春節の時期に重なったせいもあるのですけれども、まず6割が韓国と中国語圏で  
す。私は、6割のうちの4割以上は台湾、香港、中国本土などの中国圏だと思います。

会場が閉まる9時ぐらいにもいらっしゃって、小樽に泊られるのかと言ったら、札幌に泊っていて、9時以降に  
JRで札幌へ帰るのです。だから、ツアーの形態はどうなっているのか、全然わかりません。その辺は、いろ  
んなヒアリングなりで調べられていないのか。バスでどっと中国人が入ってきたりしていますから、増えている  
ことは実感としてわかっていらっしゃると思ひますが、以前と違うような傾向というのは何から把握されてい  
るのでしょうか。

○（産業港湾）観光振興室佐々木主幹

私も、小樽雪あかりの路の会場におりまして、春節に重なった部分もごございますけれども、日本人以上に特に東アジア圏の方々が入ってきたというのは、体感的に感じております。

傾向については、残念ながら、私どもは今まで海外を主体にした調査を行っておりませんので、今後の戦略を立てる上では、やはり、道内のどこから来て、道内のどこを回っているのか、あと、滞在時間はどの程度なのか、消費金額のことも含めて、国内客の動態調査を行っているのと同じような形で、いずれかの時点では海外からの観光客に対してもそういう分析をかける必要があるというふうには考えております。

ただ、手法として、どの言語がいいのか、どの位置でそういう調査をすればいいのかという部分につきましては、まだまだ研究する部分がございますので、そういうことも含めながら、今後の戦略を立てる上での調査は考えていきたいと考えております。

○山口委員

例えば、北海道観光連盟とかそういうところも含めて、中国人のエージェントなどを集めて話をお聞きになるような機会というのは、今まで全然なかったのですか。今後も予定はないのですか。

○（産業港湾）観光振興室佐々木主幹

実は、先週と今週の月曜日でございますけれども、J N T O、日本政府観光局の主催で、中国の旅行会社120名が2班に分かれて北海道の旅行会社の方々への研修と申しますか、旅行商品造成のための研修旅行がございました。小樽を半日程度観光されて、小樽観光の現状を見ていただいて、夜には、札幌のホテルのほうで懇談会もございましたので、私も参加して各旅行会社の方々とお話をさせていただいております。

その中で聞いたのは、中国の旅行会社は、日本国内の地方の現状とか、ホテルやバスを予約するにしても、まだなかなか情報が行き渡っていないという部分で、日本の旅行会社に頼まざるを得ないという状況が今のところありますが、今後、こういうような研修の場を通じて、日本の旅行会社を通さなくても、ホテルですとかバス会社、物販店などと直接取引をしたいということとか、京都旅行の受入れの現状なども聞いておりましたので、そういう部分をもって今後の戦略には役立てていきたいというふうに思っております。

○山口委員

やはり、あちらのニーズを的確に把握しないと手の打ちようがありませんので、今後、そういう情報収集にはぜひとも力を入れてやっていただきたいと思っておりますし、小樽市レベルだけでできることではありませんから、北海道の関係機関とか、国もせっかく観光庁をつくったわけですから、国とも連携して、特に今は一番勢いがあるところですから、東アジアの旅行動向をしっかりと把握していただけるようお願いして、この件については終わります。

今、観光で来ているの方々に対して小樽市はいろいろな取組をしていると思っておりますが、今のところできている取組についてお知らせいただきたいと思っております。

○（産業港湾）観光振興室佐々木主幹

中国圏の方々の受入れの推進ということで今年度はいろいろな事業に取り組んでおりまして、例えば、観光案内所に中国語や英語を話せる者を配置するという取組を行っております。あと、市内業者に対しましては、中国語の研修会ですとか、中国人の文化や習慣を学んでいただくというような講座も取り組んできておりますので、そういう部分で市内における受入れ態勢の推進を図ってまいりました。

そのほか、今年度は5月に中国から上海のゴルフ協会の方々をお招きして旅行商品につながるような働きかけもしておりますが、そういう中で、例えば小樽商科大学の中国人留学生の方々に通訳のお手伝いをいただくというような動きもしております。そういうものが今年度の私どもの取組でございます。

○山口委員

いろいろな努力をされているのは私もよくわかっているのですが、問題は、民間で中国人観光客に対応す

る側が中国語をできないと困るわけですし、中国人の気質もわかっていないと困ると思うのです。

そういう意味で、バイトでもいいですから、外国人を雇い入れているお店というのは、今、何軒ぐらいあると把握していますか。

#### ○（産業港湾）観光振興室佐々木主幹

正確な数字は把握しておりませんが、例えば堺町で言いますと、大きなお店で外国人観光客が来るところは中国人の方々を雇っているというケースもございますし、そういう中では私たちが推薦していた銀聯（ぎんれん）カードを扱っているところも結構な数があるというふうにお聞きしております。

#### ○山口委員

あまり時間がないので提案になりますけれども、ワーキング・ホリデーという制度があることは知っていますが、狭義としては、ニュージーランドとかオーストラリアに日本人が1年間、旅客ビザというか、仕事をしながら観光することができるということで行くというのは知っているのですが、日本がワーキング・ホリデーで韓国人や中国人を受け入れている——中国はないのですけれども、香港、台湾はありますから、協力していますから、入ってきているわけです。小樽はこういうふうな制度を逆利用できないのかと私はいろいろ考えていたのです。

これまでやってきた施策というのは、いわゆる一般的な、レギュラーな施策だと思います。やはり、ちょっとおもしろいことをやらないと、話題性がありませんし、これからますます東アジアと経済的にも結びついていかなければいけないし、港も生かしていくというところまでいくと。小樽雪あかりの路で我々は一生懸命交流をやっていますけれども、非常に手を突っ込んでいくような深い交流をするためには、私は、ワーキング・ホリデーで受け入れるように努力するということが必要だと思っているのです。

これはどういうことかと言いますと、ワーキング・ホリデーというのは、1年間、ワークビザが出るわけです。留学というのは、そこそこ力も要るし、お金も要るのですけれども、ワーキング・ホリデーというのは、ある程度日本語を勉強して、働きながら日本語を勉強できるのでわかりやすい気楽なのです。なおかつ、ホームステイをしながらになるでしょうから、ホストファミリーとも、いわゆる日本の文化も、ある程度勉強もできて、日本語もしょっちゅう使うわけですから、習熟も早いということです。こういう利点があるものですから、ある意味では、ニーズは十分あると私は思うのです。

仕事についても、1年間通してずっと同じところで働くとは思えません。遊び半分で来る人もいるわけですから、夏の繁忙期に半年だけ仕事をして、冬はどこかで遊んでくるということをやられるかもしれません。

そういうふうなことも含めて、中国語圏の方がどんどん小樽に入ってきてやすいシステムです。ホームステイならライオンズとかロータリーの会員の方がいますね。せっかく商工会議所がこういうことをやろうというわけですから、商工会議所にも提案をして、協力を得て、小樽独自のシステムです。日本語を勉強したいというニーズに対しては、小樽商科大学の夜間部もあるわけですし、小・中学校の空き校舎やコミュニティセンターがあるわけですから、ボランティアの教員で勉強させることはいくらでもできます。

私がフランスにいたときに、夜間労働者学校に1年間ただで行ってしまいました。これは、アラブ人とか、スペイン人とか、フランス人の貧乏な人もいました。習熟度別ですから、私は小学校3年生の教科書を使っていましたけれども、これは無料です。小学校の夜間校舎を使って、小学校の現役やOBの教員が教えてくれるのです。

そういうようなことを、例えば日本でも小樽でできないかという、これだけボランティアで一生懸命いろいろなことをやっていただけたらと、まちづくり協働事業にも非常に応募が多いまちですから、できると思います。そういうことをやっていくと、外国に対しても、あのまちは受入れに物すごく一生懸命なのだ絶対と聞こえるのです。そうすると、それはブランド力になっていくのです。それなら、商品もちょっと扱ってみようかという話になるかもしれません。そういうことなのです。あまりお金がかからないで、ただ汗をかければできるということがあるのです。

私は、ぜひそういうことで研修をしてもらいたいと思うのですけれども、最後にこのことをお聞きして、質問を終わります。

○（総務）企画政策室川嶋主幹

ワーキング・ホリデーに関する調査ということでございますけれども、我が国では、現在、11か国とワーキング・ホリデーということで協定を結んでおります。順番に言いますと、オーストラリア、ニュージーランド、カナダから始まりまして、韓国、フランス、ドイツ、イギリス、アイルランド、デンマーク、台湾、香港という11か国と現在結んでおります。直近では、台湾と2009年6月、香港と2010年1月に協定を結んでおります。ちなみに、韓国は10年前の1999年になっております。

おおむね18歳から30歳までの若者の交流、その方々が1年間滞在できて、しかも、滞在できるほかに、滞在にかかる費用の補てんということで、一部就労が認められているといった制度であります。

その中で、今、委員から御提言のありましたそういった制度で来ている外国人、韓国、台湾、香港といった、特に東アジアのこれらの国には、幸いといえますか、小樽の知名度もあるものですから、手が挙がりましたワーキング・ホリデーで来日されているそれぞれの国の方を、その1年間のうち、委員もおっしゃいましたけれども、1年間ずっと一つの場所ということは制度上なかなか考えられないと思います。ですから、そのうちの半月、1か月、3か月といった単位で小樽に来られるように、今、小樽の移住の交流会の中でも、外国人の長期滞在ということで、このワーキング・ホリデーについて検討、研究しようということになっておりまして、そこで検討を進めております。

現在の課題というのは、委員もおっしゃったように、来ていただいたときのアルバイト先の需要がどれだけあるのかということと、もう一つは居住先です。その半月なり、1か月なりの中で、言葉は悪いですが、格安といえますか、あまり費用をかけずに滞在できる場所を見つけなければなりません。今言いました研究会の中で、経済団体ですとか、いろいろなところと連絡を取りながら、前向きといえますか、積極的にそういったものを探していきたいというふうに考えております。

○山口委員

今、お答えをいただきました。せっかく経済界が、我々の取り組んできたテーマを後追的ではあるのですけれども、ようやく真剣に考えて取組をされるということですので、ぜひとも、積極的に連携を図りながら、別々にやるのではなくて、力を合わせて一つの具体的な方向に持って行って施策になるように、ぜひお願いをして、私の質問は終わります。

○委員長

民主党・市民連合の質疑を終結し、共産党に移します。

---

○新谷委員

◎新共同調理場について

初めに、新共同調理場について伺います。

今回、2億円の予算が計上されておりますが、その価格について妥当かどうかはちょっと判断しかねるところもありますが、昨日の質問で、どのように決めたか、経緯などが出ておりましたので、それは除きまして、学校給食本来のあり方について伺いたいと思います。

学校給食法でうたわれている学校給食の目的又は目標について、御説明をお願いしたいと思います。

○（教育）学校給食課長

学校給食の目的及び目標でございますけれども、法令の中で、目的につきましては、学校給食が児童・生徒の心身の健全な発達に資すること、それから、児童・生徒の食に関する正しい理解と適切な判断力を養う、こういった

面で重要な役割を果たす、そういうような目的がございます。

それから、目標ということにつきましては、法令の中で 7 点ほどございますけれども、適切な栄養摂取による健康の保持、増進、それから、食事についての正しい理解や健全な食生活を営むための判断力及び望ましい食習慣を養う、それから、学校生活の中で社交性、共同の精神を養う、それから、食生活が自然や環境のそうした上に成り立っている、そうした自然や環境のことに関する尊重、それから、同じく食生活が食にかかわる人々の活動に支えられていることの理解を深める、それから、我が国の伝統的な食文化について理解を深める、それから、食料の生産、流通、消費についての理解をはぐくむ、そのような内容でございます。

○新谷委員

今、御説明されたとおりなのですが、初めに、1954年に学校給食法が制定されて、そのときとの違いについて、どこが違うのか説明してください。

○（教育）学校給食課長

大きな点で申し上げれば、食育の観点が新たに入ってきたという内容であります。

○新谷委員

その食育についてですけれども、食育白書というものがあまして、これを見ますと、いろいろと書かれております。前の学校給食法で、食育という言葉はなかったけれども、そういう観点で行われていたということが概略で、本当に大ざっぱな言い方をすればそういうふうに乗っているのですけれども、この当時はほとんど自校給食でした。私たちも自校給食で、学校給食の時間になると、おいしそうなおいと、給食のおばさんと言っておりましたけれども、働く方々の姿を見て、その当時はありがたいと思わなかったのですけれども、今になってみますと、本当にありがたかったというふうに思います。子供のころはよくわからなかったのですけれども、大変よかったと思うのです。

そこで、現在は、共同調理場方式になりますけれども、その辺の食育という、特に先ほど七つお話しされた 5 番目について、共同調理場方式では子供たちに行き届くと考えられるととらえられているのでしょうか。

○（教育）学校給食課長

5 点目ということになりますと、食生活が食にかかわる人々のさまざまな活動に支えられていること、そうした面での理解、それから勤労を重んずる、そうした関係でございます。

共同調理場方式でございますけれども、児童・生徒の皆さんがクラスで見学にいらっしゃる場合もございますし、個別にグループなどでおいでになる場合もございます。また、私どもは、必要に応じてですけれども、それぞれの学校に栄養教諭が向いて指導の時間などで、学校の依頼に応じておりますが、そうした際に、必要に応じて共同調理場の様子をビデオ撮影したものを持参して見ていただくなどといったこともしております。

そうした中で、確かに自校方式とは違いがございますけれども、今おっしゃった部分の理解が、そうした面の知識といいますか、そうした面の促進を図っていきたいというふうに考えて進めているところでございます。

○新谷委員

◎共同調理場の残食状況について

給食の問題については、昨年 の 第 3 回 定 例 会 で も 一 般 質 問 で 出 し ま した 。 改 め て お 聞 き し ま す け れ ど も 、 単 独 調 理 校 と 共 同 調 理 場 で の 残 食 の 状 況 に つ い て 、 小 学 校 、 中 学 校 そ れ ぞ れ に お 示 し く だ さ い 。

○（教育）学校給食課長

平成 21 年度 の そ れ ぞ れ の 残 食 状 況 を 調 べ た も の で 答 弁 い た し ま す が 、 単 独 調 理 校 の 小 学 校 で 2.2 パーセント、中 学 校 で 12.3 パーセント、共同調理場の小学校で 16 パーセント、中学校で 17.3 パーセントであります。

なお、これらはつくっている調理品についてでございます。



○新谷委員

今聞いたとおり、共同調理場で大量につくってこのようにたくさん残すという状態になっております。私も、大前ですけれども、近くの中学校を調べさせていただきました。そうすると、すごく余っていて非常にもったいないという思いがしました。

◎岩見沢市の集団食中毒について

ちょっと質問を変えますが、岩見沢市の集団食中毒について、改めて、何が問題だったのか、たしか献立を二つに分けていたと言うのですけれども、その点について伺います。

○（教育）学校給食課長

私どもも、報道等で出ている内容については承知しております。ただ、報道などでは23項目の改善指導が岩見沢保健所から行われているということは承知しておりますが、その情報については、現時点での入手がちょっと難しいものですから、個別具体的なものまでは承知しておりません。

ただ、この間、私どもが把握している情報によれば、やはり、調理器具等の洗浄不足でありますとか、調理品の扱いでありますとか、調理過程での処理と申しますか、人的な部分を含めての関係でございますが、問題があったというふうな認識ではあります。

○新谷委員

献立ですけれども、それは分けていたのですね。それで、その片一方だけから食中毒が出たというふうにとらえているのですが、それでよろしいですか。

○（教育）学校給食課長

ここの共同調理所については、調理所の中でAコース、Bコースということでつくって出しておりますので、その片方のほうの部分だというふうに認識しております。

○新谷委員

一般質問でもこの問題が質問されまして、教育委員会のほうで、新共同調理場では献立を二つに分けるので被害を最小限に食い止められるというようなことを言っていたと思うのです。設備は新しくなるから大分よくなるのだらうと思いますけれども、前回、新光共同調理場で食材のマッシュルームで起きた被害がありました。少なくとも設備とかそういう問題ではなくて、食材なので、何か被害が起きたときに、一つの共同調理場で調理する場合に、被害が大きくなるとは考えられませんか。

○（教育）学校給食課長

食材由来ということにつきましては、原産地の確認でありますとか、当該品の製造工場、製造工程、そうしたものの確認を前提に選定していくということで進めていきたいと思っております。

ただ、今おっしゃった規模の問題で、9,000食の半分、2本立てということになりますと、確かに4,500食という規模でございますので、それが大きいかということになれば、大きいものだというふうには認識をしています。

○新谷委員

以前の一般質問のときには、食育の観点などから自校方式が望ましいというような答弁もあったのですけれども、そういう点では、正直に言って、共同調理場と自校方式では、お金の問題は別として、どうなのですか。

○（教育）学校給食課長

自校方式の施設整備につきましては、食数とかそういった面でいろいろ差が出てくると思っておりますので、一つ他都市の例がございますけれども、自校給食、親子給食で、北広島市の中学校の調理場ですけれども、10年ほど前だったと思っておりますが、5億数千万円で施設建設をした例がございます。1,000食ほどの規模だったと思っておりますが、小樽市で同じく整備するとしたら、総体で9,000食ですから、およそ50億円程度の建設費がかかるものと思っております。

ただ、今、現状で建設を予定しております新共同調理場につきましては、総合計画の事業費が23億円、それから

今回の土地代が2億円ということですので、ほぼ半分程度の経費の違いかとは思っております。

それから、それは当初の建設費でございます、当然、調理する人員も配置していかなければなりませんので、仮に参考の親子方式を例で試算いたしますと、今、小樽市の単独調理校では200食ぐらいの学校に大体2人ぐらい配置をしておりますので、1,000食の調理場ということになると、その5倍で1か所に10人程度配置することになります。その施設を9か所つくとしますと、単純計算ですけれども、90人ほどの調理員が必要になります。今の新光共同調理場とオタモイ共同調理場を合わせた数字がそのまま新共同調理場ということにはならないのかもしれませんが、現状では28名、それから16名ということで、大体四十数名の規模でやっておりますので、人員的にもほぼ2倍の形になりまして、これがずっとランニングコストとしてかさんでくることとなりますので、運営経費的には相当多大になるというふうに認識しております。

**○新谷委員**

そういうことではなくて、食育だとか学校給食の目的からしてどうなのかということをお聞きしたのです。

**○（教育）学校給食課長**

確かにおっしゃったように、学校の中で調理作業を身近に感じられる、そういう面では食育との関連で自校方式は有利な面があると思っております。

ただ、私どもとしても、先ほど申し上げましたけれども、新共同調理場の中でも、例えば見学にいらっしゃる場合は、そうした面の対応を今後検討していきたいと思っておりますし、今は、いろいろな映像で、またクラスの中でもお話ができるということもございますので、そうした面での食育の指導の際に資料づくりなども考えていきたいと思っております。

**○新谷委員**

先ほどお金のことについてもお話がありましたけれども、オタモイ共同調理場では既に民間委託で行われておりますし、新光共同調理場で新たに民間委託にしていくということで、その人件費は直営と民間委託でどれだけ違うのでしょうか。

**○（教育）学校給食課長**

このたび、第4回定例会で債務負担行為の議決をいただきましたけれども、業務委託料で平成23年度の当初予算に計上しております金額は8,200万円でございます。このうち、物件費が若干ございますので、それらのものを除いて人件費相当部分ということでは7,600万円ほどとなります。調理員とボイラーの関係の委託ですので、これを新光共同調理場でのそうした人員と人件費ということで比較いたしますと、すべて正規職員の場合は2億1,000万円ほどの人件費との対比となりますので、経費の削減効果ということでは64パーセントほどになるものというふうに思っております。

**○新谷委員**

今、聞いたとおり、共同調理場にすると、人件費の削減が大きな効果だと。食育とかそういうものよりもこういうほうが大きいというふうに考えて進めているのだと思いますが、今、新光共同調理場で臨時職員として働いている方のお話ですと、幸いにして民間委託した会社に採用してもらえることになったけれども、賃金は下がるということをお聞きしました。

要するに、共同調理場というのは、給食本来の目的を遂行していくというよりも、人件費の削減、それでお金をかからなくするという、それ以外の何ものでもないのではないのかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

**○教育部長**

学校給食の共同調理場化、あるいは民間委託化のことについては、最初のオタモイ共同調理場は昭和44年ですから、大変長い間いろいろな場面で議論されてきた経過がございます。これは小樽市だけではなくて、全道的にもこの議論はされてきましたし、現在もされているというふうには認識しております。今、委員が言われますように、

単独調理校で給食をつくることのメリットもたくさんあるということは、たしか前回の議会でも答弁させていただきました。今の食育の部分もありますし、できたてを食べられるという部分もありますし、それから、食中毒が起こっても 1 校ずつで分散化できるという、そういったいくつかのメリットがあるというのは、私どももそのとおりだというふうには思っています。

ただ、担当のほうから今申し上げましたとおり、やはり、共同調理場と単独調理校での経費の違い、あるいは、直営でやる場合と民間に業務を委託する場合での経費の違いというのは、莫大なものがございます。こういった状況の中で、やはり、限られた財源の中でどこまでのサービスを提供できるのか。その条件の中で、先ほどから言われている食育などでも、どこまでやっていけるのかと。私どもは、そういった考え方の中で、この共同調理場か、あるいは業務委託かということを含めて今まで議論してきましたし、現状、教育委員会としてはその方針を堅持しております。その部分は、確かに個別にどっちがいいか悪いかというのはいろいろ議論があるとは思いますが、今後、学校給食全体を永続的に、安定的に進めていくためにどういうふうにならなければならないかという、その中で御理解をいただきたいというふうに思っております。

#### ○新谷委員

こういう民間委託で賃金下がるとか、そういうものは、やはり今いろいろ問題になっています。雇用の法的な部分の公契約、これはちょっと違うかもしれませんが、ワーキングプアを生み出してはいけないという問題もありますので、その問題については、この予算案についてはちょっと賛成できないというふうに思っております。

#### ◎スクールバスについて

次に、スクールバスの運行についてです。

スクールバスの配置状況について、運行形態、それから利用人数などをお知らせください。

#### ○（教育）学校教育課長

スクールバスの配置状況でございますけれども、現在、長橋小学校、銭函小学校、忍路中央小学校の 3 校に配置してございます。

利用人数でございますけれども、これは年度当初で昨年の始業式時の人数でございますけれども、長橋小学校は 97 人、銭函小学校は 158 人、忍路中央小学校が 1 名という形になっております。

運行形態につきましては、長橋小学校、銭函小学校ともに業務委託で行っております。忍路中央小学校につきましては、直営のマイクロバス 1 台を配置してございます。長橋小学校については、大型バスを 2 台、それから銭函小学校は 3 台で運行しております。

対象住所につきましては、長橋小学校が、オタモイ 3 丁目全域、それから 1 丁目の 5 番から 9 番、それからオタモイ 2 丁目の 4 番から 10 番、それから塩谷 3 丁目の 1 番から 18 番、始発のバス停につきましては、新道踏切あたりからの始発という形になって、長橋小学校までとなっております。

銭函小学校につきましては、星野町全域と銭函 3 丁目の一部の地区です。星置橋のあたりから始発となるのが 2 台で、それと、アカシヤ団地のほうで北海道職業能力開発大学校前のあたりから始発となるのが 1 台で、銭函小学校までの運行となります。

忍路中央小学校につきましては、最初の経過としまして、桃内小学校が平成 2 年 3 月に廃校になりまして、忍路中央小学校と合併する際に、桃内小学校校区の方が忍路中央小学校のほうに通学するというので、当時、マイクロバスの運行を業務委託しておりますけれども、そういう経過でここにマイクロバスを 1 台配置しているという状況でございます。

#### ○新谷委員

忍路中央小学校ですけれども、1 人ということでした。今年の 4 月、それから来年の 4 月に通う子供はいるのでしょうか。

○（教育）学校教育課長

桃内小学校区から通学する子供につきましては、今年の 3 月に卒業して、それから平成23年度以降、当面、その区域から通学する子供はございません。

○新谷委員

今、路線バスで通っている子供は、中学生のほかに張碓小学校の子供たちがおります。ここは、バスが札幌から来て、札幌から張碓、あるいは札幌から小樽ということで、冬期間は物すごく遅れて困るという話を聞きましたので、1月の末に見に行きました。この日は、お天気も大変よかったです、なかなかバスが来ません。子供たちは40人ほど待っていましたけれども、そこに保護者の方がいらして、吹雪の日だとか雪の降る日は大変困るのだということで、20分から30分バスが遅れて、学校へ着くのもぎりぎりというような状況なのです。

それで、今お聞きしましたら、桃内小学校区から通学者がいないということで、その直営のマイクロバスを銭函のほうに回してもらえないのかどうなのかと。子供たちを見ていて、天気のいい日は元気に集まっていたけれども、かわいそうだなと思って、何とかできないのかと思いましたので、その辺の御検討をお願いできないでしょうか。

○（教育）学校教育課長

忍路中央小学校のマイクロバスの配置についてですが、当面は桃内小学校区から通学する児童はいないということで、平成23年度から廃止しますという説明を現在しております。

ただ、それを即、今、委員がおっしゃったように張碓小学校にマイクロバスを配置するという部分につきましては、現在、長橋小学校と銭函小学校に配置する際には、一定規模の通学支援を行っていた中での配置という形になっております。スクールバスの廃止につきましては、例えば、乗車位置や場所ですとか、バスの転回場所ですとか、そういった条件等の課題を整理した上で配置しなければならないということも考えております。そのマイクロバスの配置につきましては、どこということではなくて、今、通学支援を行っている学校もございますので、今後、そういった中で検討していきたいというふうには考えてございます。

○新谷委員

幸いにして、今、おっしゃったバスの転回場所は張碓にあります。今のバスが止まるところで休むところもありますので、その条件を十分満たしております。星野町の子供たちも同じJRバスを使っていたのですけれども、この大型バスで学校に行くということでは大変助かっておりますので、ぜひ、そのことを早急に検討していただきたいし、前向きに考えていただきたいと思います。

○教育部山村次長

先ほど、学校教育課長から答弁いたしましたように、忍路中央小学校に現在配置しているマイクロバスの廃止といたしますか、あそこを走らせないことについて、校区の皆さんに説明をしている段階でございます。今お話がありました条件などがクリアされれば、通学支援を必要とする学校のほうに回すというようなことは十分考えてまいりたいと思います。

○新谷委員

よろしくお願ひしたいと思います。

◎新・市民プールについて

それでは次に、新・市民プールについて伺います。

本議会に署名が1万2,295筆、それから前期は3万6,067筆寄せられまして、駅前の室内水泳プールがなくなってしまうと市民の皆さんと運動を続けて、これが第6次小樽市総合計画の中にもようやく組み入れられたと思うのですが、実施年度は平成23年度から25年度で、先進事例の調査や関係団体との協議、基本設計、実施設計が事業概要として掲げられております。

最近行われました関係団体と教育委員会との交渉で、25年までに基本設計、実施設計等を行うと聞きましたが、もう少し早く、1年早くできないのでしょうか。

○（教育）吉井主幹

平成23年度から25年度の中で、実施設計、基本設計を行うということで、それに向けて、現在、事業等を進めているところでございます。その中で、委員も御存じのように、まず、何を優先しなければいけないかと申しますと、やはり、用地の選択をしていかなければならないということで、それを優先的に着手しているところでございます。ただ、今、おっしゃったように、25年度までには実施設計に向けて取り組んでいるところです。

○新谷委員

場所の問題がメインとなっているというか、一番問題だということなのですが、以前、関係団体との話し合いでは、小樽公園周辺と言っておりました。また、委員会では、菊地委員の質問で、学校統廃合とは関係なく進めるという答弁でした。そこを再確認しますが、いかがでしょうか。

○（教育）吉井主幹

大変申しわけございませんけれども、今の答弁の前に、本日、美唄・深川・遠軽プール調査の調査表を提出させていただきました。その中で、一部、内容に誤りがありましたので報告させていただきます。適正方をお願いいたします。

深川市の調査部分のところで財源内訳の国庫補助金21億7,190万円と書かれている部分ですけれども、これは起債額でありまして、正しくは道補助金1億8,040万という形になってございます。大変申しわけございません。

今の御質問につきまして、今までのアンケート調査等を行ってきている中で、やはり、教育委員会としても、もともと駅前に室内水泳プールがあった関係上、市内の中心部で考えているところでございます。そういうことからいたしまして、やはり、体育施設等が集中しておりますこの周辺が一番いいのかという考え方は持っているところでございます。その中で、今までいろいろな陳情等も含めました意見の中から、旧東山中学校、現教育委員会庁舎のグラウンドだとか、あの近辺の公園の中で、小樽再整備の計画等も含めまして検討していくということでは考えているところです。

○新谷委員

今、いみじくもおっしゃっていただいたのですけれども、小樽公園周辺、再整備を含めたということなのですが、花園5丁目の市の車両整備工場跡地を含めて、ここは公園用地ですけれども、何平方メートルぐらいあるのですか。

○（教育）吉井主幹

委員がおっしゃったのは、小樽公園のちょうどスーパーチェーンシガ側になるかと思えますけれども、あそこの車両整備工場跡地は、建物と工場等も含めましておおよそ2,800平方メートルと聞いております。

○新谷委員

プールの会の方々に聞いた中では、3,000平方メートルぐらいは必要ということですが、2,800平方メートルというのは大変いい線です。市の土地ですし、しかも、駐車場もありますし、すごくいいところだと思うのです。

○教育部長

昨年12月の第4回定例会の学校適正配置等調査特別委員会で、この間の地区別懇談会の報告の中でも申し上げたのですけれども、実は、中央・山手地区の小学校の再編の中で、今、委員がおっしゃった車両整備工場と隣接している駐車場、さらに元失業対策事業課の現場で、緑小学校と隣接しているところでございますけれども、緑、最上方面、あるいは入船も含めて、その学校を統合していくという考え方の中では、車両整備工場跡地を含めた土地が適当ではないのかといったことが懇談会からも出されております。

位置関係からしますと、緑小学校校区からも、最上小学校校区からも、一部、入船小学校校区からもわりと隣接する土地なものですから、私どもとしても、候補地の一つとして検討しております。ただ、御承知のとおり、あそ

この部分は公園敷地内にございますし、現在、小樽公園の第2駐車場という位置づけもありますので、いきなりなくしてしまった場合に、今の公園周辺の体育施設の駐車スペースをどういうふうにするかとか、いろいろな課題があるものですから、市長部局、主に建設部になるのですけれども、仮にそういう発想をした場合に、公園全体としてどういうふうになるのかということの協議を重ねております。もうそこに決めたということではなくて、幾つかの選択肢の中での議論ではあるのですけれども、確かに3,000平方メートル、プールでは駐車場も含めると3,000平方メートルではちょっとどうかという部分がないわけではないのですけれども、一方で、そういう議論もあるということは御理解いただきたいと思っております。

#### ○新谷委員

でも、学校の再編、統廃合と関係なく進めるということで先ほど確認したばかりです。菊地委員の質問に、関係なく進めると言っていたのですから、これはこれとして考えていただきたいと思います。

それで、この三つを資料として出していただきましたが、それぞれ条件が違って、駐車場も美唄であれば26台で済んでいます。自転車の置き場はありますけれども、深川はまた多いし、遠軽はさらに多いということです。これは、いろいろ事情が違うと思いますので、ちょっと比較にはならないと思いますが、教育委員会として、新・市民プールの規模と、建てるとしたらここがいいと思うのはどこなのでしょう。

#### ○（教育）吉井主幹

本日配付しました資料からいたしますと、美唄市営温水プールや、一番新しいところで、平成20年12月1日に開館した遠軽町温水プール、このあたりの施設内容を見ていただきますとわかるように、25メートルをベースにして考えていきたいと思っているところです。

#### ○新谷委員

美唄市を参考にしてということですね。コースについてはもうちょっと欲しいという声もあります。建設費は妥当なところかという気もするのですが、国庫補助金については、期限がないのか、あるいは期限つきなものなのか、その辺について御説明をお願いします。

#### ○（教育）吉井主幹

プール建設に向けては、一般的に文部科学省の安全・安心な学校づくり交付金というものがございまして、その中の整備内容といたしまして、地域水泳プールという項目がございます。これが、現在、文部科学省の内容ですと、平成20年度までは補助率3分の1であり、21年度以降は5年間の時限的措置というような注釈が書かれているところです。後志教育局のほうに5年間で終わるのかということを探ねましたら、今のところ、国のほうからまだ何の回答も得られていないので、この形で道のほうは進めていっているとのこと。

#### ○新谷委員

今のところは時限的措置ということで、現政権はすぐ事業仕分けが好きでというか、事業仕分けで要らない、要らないという……。

（「補助金を一括交付にするのだぞ」と呼ぶ者あり）

政権がどうなるかによっても、今後どうなるかわかりませんが、今のところは時限的措置ということなので、続いたとしても、補助率ももっと下がるかもしれないおそれが十分ありますから、やはり早く進めるべきだと思うのです。

それで、平成23年度、4月から来年3月までの間、場所はここだということを決めるような土地の調査費ぐらいは計上して進めるべきだと思うのです。それでなければ、建てるという計画はいいけれども、補助金をもらえなくなってしまう、あるいは下げられるということでは、また市の負担が大きくなるわけです。ですから、そういうことで、来年度は調査費ぐらいつけていただきたいと思いますが、いかがですか。

### ○教育部長

まず、国の安全・安心の交付金なのですけれども、実は、これ自体は今定例会でもたくさん予算計上させていただいております、学校の耐震補強ですとか、大規模改修ですとか、改築ですとかは、全部、文部科学省所管の安全・安心な学校づくり交付金なのです。ですから、基本的に申し上げれば、制度変更というのは大体 5 年程度でやっていく部分がありますし、今言われているように、こういう時代ですから、政権が変わるのか世の中が変わるという可能性もないわけではないですけれども、基本的にはこの補助制度がなくなるということは、どういった政権になっても考えにくいというふうには思っています。

ただ、お話のとおり、やはり場所が決まらなければまず一歩が進まないというのは事実です。第 6 次総合計画の前期実施計画では、何とか平成 25 年度までの間に実施設計を終えたいということを出しているのですから、私ども担当部としては、その計画にのっとって建設場所の選考を進めてまいりたいと考えております。

### ○新谷委員

なかなかやりますというふうにならないのですけれども、部長は 5 年後にいらっしゃるのかどうか、市長もつくと約束しましたが今期で終わりです。そういうことで、この先はちょっとわかりませんが、行政の継続という点では、きっとかなえてくれるということは確信しております。しかし、時間がかかると、それだけ皆さんは年をとっていき、また、だからこそ、健康保持のためにも必要なのです。ですから、何とか平成 25 年度までに基本設計、実施設計と言っていますけれども、早めていただけるように再度希望しておきます。

### ○教育部長

この間の皆さんとの話合いのときに私も参加しておりましたし、皆さんの切実な声というのは十分理解しておりますので、担当部として努力してまいりたいと考えております。

### ○新谷委員

#### ◎消防団について

なかなか消防本部にお聞きすることがないものですから、短く質問して終わります。

今、消防団の人員が確保できないということで、非常に悩んでいらっしゃるのですね。何とか知恵をかしてもらえないかということも寄せられているのですけれども、この 3 年間ぐらいの各消防団の団員数と市の消防職員の数を教えていただきたいのです。

#### ○（消防）主幹

消防職員数につきましては、平成 20 年度が 252 名、21 年度が 247 名、22 年度が 243 名でございます。

消防団員数でありますけれども、22 年度の直近の数字で 484 名でございます。

### ○新谷委員

各分団の人数は。

#### ○（消防）主幹

各分団の人数でございますけれども、本団 5 名、1 分団 33 名、2 分団 17 名、3 分団 35 名、4 分団 20 名、5 分団 19 名、6 分団 31 名、7 分団 37 名、8 分団 52 名、9 分団 15 名、10 分団 6 名、11 分団 24 名、12 分団 51 名、13 分団 22 名、14 分団 16 名、15 分団 25 名、16 分団 27 名、17 分団 22 名、18 分団 29 名、合計 486 名です。先ほどの数字は平成 22 年 4 月 1 日の数字で、今回の数字が 23 年 2 月 28 日の最新の情報であります。

### ○新谷委員

今、お聞きしましたが、地域によってかなりばらつきがあります。それから、人口の少ないところは少ないと思うのですけれども、うちのほうを見たら、人口のわりに団員が少ないということで、団長さんもかなり悩んでいらっしゃると思うのですが、それは、やはり、住民の命と安全を守っていくという使命を感じているからこそだと思うのですけれども、火災などでの消防団の活動で以前と変わったところはどういうところですか。

○（消防）総務課長

消防団の活動の以前と現在の違いということでございますけれども、消防団につきましては、平成 7 年以前のお話になりますけれども、火災現場では、警戒区域を設定してロープを張った中で、市民の皆さんの整理ですとか、いわゆる消防本部の後方支援という形で主に活動してまいりました。ただ、ここ数年、消防団の活性化と充実強化ということで、力を入れて訓練等をしてまいりまして、現在は、常備の消防ポンプ車からホースを延長して延焼防止の消火活動に当たるなど、実践の消火活動ということで活動しております。

○新谷委員

それは、全部の自治体がそうやっているのか、それとも法的な縛りがあるのか、自治体によって違うのか、その点はどうか。

○（消防）主幹

各市町村、皆、同じような形で行動しております。

○新谷委員

同じような形ということですが、本当にそれでよろしいのですか。

○消防本部次長

全部同じということではなくて、おおかた、そういったところが多いということで御理解いただければというふうに思います。

○新谷委員

別に、法的な縛りというものはないのですね。

やはり、うちのほうの分団の悩みというのは、各分団で抱えているところが多いのではないかと思います。小樽市の高齢化が進む中での団員の確保、それから雇用の問題でも質問しましたがけれども、若い人たちが地元になかなか就職できない中で、若い人たちを確保することがすごく難しいわけです。だから、消防署が本来やらなければならない小樽市の消防の補完的な役割を拡大してきているわけです。そういう中で、職員を減らしてきたということは、それだけ消防団の重荷になるわけですから、やはり本来的な立場に立って、職員を多くしていくべきで、それでなかったら、消防団の負担はすごく重くなっていくと思うのです。もちろん、消防団には自分たちが地域の住民を守るのだという誇りがありますので、団員を増やしていく支援も同時に何か考えていかなければならないのですけれども、その点について見解をお聞きます。

○消防本部次長

消防の職員数につきましては、消防だけ増やしたり少なくなったりということはありません。これにつきましては、やはり市の職員でございますので、小樽市の職員という範疇の中で消防職員の位置づけも考えております。そういったことで、必ずしも消防だけを極端に増やすということにはならないと思っております。これは御理解いただければと思います。

消防団との関係で言いますと、今、補完ということでお話がございましたけれども、補完といいますか、消防団と消防職員は、それぞれの分野で必要な業務をお互いに手を携えながらやっているという状況でございますので、言い方は悪いですが、決して消防職員が減ったからその分を消防団に押しつけるという形にはなっていません。あくまでも、消防職員の業務の効率化や、新しい資機材を入れて業務の効率化を図るというようなことをやっている中で職員のほうは頑張っております。また、消防団は消防団で市内の大学などを回って団員を勧誘しようという新しい試みもしております。そういった中で、それぞれお互いが車の両輪のような形で機能しております。

ですから、今、委員が御心配されるような、市の職員が減ったらその分の業務が消防団のほうに回りますという話ではなくて、お互いの部分でそれぞれ効率化を図って助け合ってやっていくという状況にあります。職員数が減った分につきましては、当然のことながら、業務の効率化とか資機材の高度化とか、そういったことで対応してい



ます。

また、消防団のほうは消防団のほうで、確かに高齢化はしておりますけれども、若い方も入れるように、それなりの努力をして改善しているという状況でございます。

#### ○新谷委員

あまり納得のいくお答えではなかったのですけれども、やはり、市民の安全を守っていくという点で職員を増やしていくべきだということだと私は思いますので、それを述べて終わります。

#### ○委員長

共産党の質疑を終結し、平成会に移します。

---

#### ○大橋委員

##### ◎外国人観光客の把握について

まず一つは、山口委員の質問の関連でお尋ねします。

小樽雪あかりの路で、私は山口委員の下請をやっています、10日間出ておりました。

先ほど中国人観光客の話が出ていたのですけれども、小樽市が外国人観光客の状況をどの程度とらえているのかという部分で、私もちょっととらえきれていないのではないかと思う部分があります。

ということは、今、天狗山スキー場に中国人が来るようになっているのですけれども、私は仕事で週に三、四回天狗山スキー場に行くことがあります。それで、午後2時半ごろにその中国人の団体が帰る時間なのですが、常時、毎日2台から3台の大型バスが来ています。交代のときもありますから、午前の部で同じ台数が来ているときもあるのです。それで、日本人オフリミットのゴンドラのレストランで休憩をして、そりだとか、貸しスキーで遊んで帰るというパターンなのです。それで、カップルだとか家族連れが来ていますけれども、大型バスで毎日コンスタントにきていますから、年間を通すと非常に膨大な数になるのです。市のほうとしては、そういう外国人観光客の動向を押さえているのか、また、押さえているとすれば、行動パターンはどういうふうになっていると考えているのでしょうか。

##### ○（産業港湾）観光振興室佐々木主幹

天狗山で外国人観光客が来ているのは、現在、その会社ができたときにそういうような受入れはやっているということをお聞きしておりますし、また、中国人をはじめとする東アジアからのお客様が、そり遊びですとか、雪かきをするというようなことで楽しんでいるという情報については聞いております。

ただ、来ているという部分を把握しているだけでございまして、その後の行動パターン等につきましては詳細に調べている形にはなっておりません。

#### ○大橋委員

今後の観光政策からしますと、その動向とかそういうことを把握するということは大事だろうと思っていますので、その点だけお願いしたいと思います。

##### ◎第3号埠頭周辺利用高度化事業関係について

本来の質問に入ります。

平成23年度主要施策等一覧の中で、9番目に第3号埠頭周辺利用高度化事業関係という項目がございます。これに関してなのですが、現状の荷役作業との協調を図りながら、クルーズ客船対応としての環境整備や物流・交流空間としての基盤整備を進め、第3号埠頭周辺地域における利用高度化を推進とあります。言葉としてはこうあるのですが、今年度の予算とはちょっと関係ないのかという思いもあるのですけれども、これに関して予算がついているわけですが、まず、今回の予算に関連して、第3号埠頭の整備の内容、それから、今後、どういうふうに整備する計画を持っているのか、その辺についてお尋ねします。

### ○(産業港湾)管理課長

まず、平成23年度の第3号埠頭整備の内容でございますけれども、三つの事業を予定してございまして、一つ目が合同庁舎周辺整備事業費7,200万円ということで、これは2路線の道路改良を予定しております。1路線は第3埠頭中央線と言いまして、港湾室庁舎の前の通りでございます。それから、もう一本が第2埠頭中央線ということで、港湾室庁舎の前からもう一本札幌側の浅草橋街園に通じるこの道路です。これをそれぞれ第3埠頭中央線は100メートル、第2埠頭中央線は40メートル、道路改良と両側に歩道を設置するという事業でございます。

二つ目が、第3号埠頭岸壁改良事業費ということで、9,100万円でございます。これは、14番岸壁と言いまして、第3号埠頭先端の札幌側になりますが、ここの上部のコンクリート自体が劣化しておりまして、中の鉄筋が腐食している状態で、現在、利用制限をかけている状況でございますので、このコンクリート上部を打ち替えまして、そのほかに附属工として車止め、防舷材、係船柱、エプロンの舗装、こういったものを実施したいというふうに考えております。

三つ目が、旧合同庁舎跡地整備事業費2,000万円でございます。現在、旧合同庁舎につきましては、解体がほぼ終了したところでございますが、砂利を敷いた状態で終わってございますので、これに舗装をしまして、管理用の車止め等も設置しまして、多目的広場として活用したいということで事業を予定しております。

第3号埠頭につきましては、今、岸壁の上部を打ち替えるというお話をしたのですが、そのほか、先端部の舗装が残っておりますので、それについては24年度、それから、道路についても、第3埠頭中央線につきましては、まだ第3号埠頭までつながらないところがありますので、次年度以降に予定してございます。

### ○大橋委員

先ほど、私が読み上げました文面の中に、荷役作業との協調を図りながらクルーズ客船対応うんぬんがあります。恐らくこの意味は、クルーズ客船が来たときに、そこで作業していてももうと粉が舞っていて、トラックが走って非常に危なかったという指摘があって、その後、クルーズ客船が来ることに對して慎重になったという問題があるからだと思いますが、荷役作業との協調を図りながらとは、どういうことを意味しているのですか。

### ○(産業港湾)管理課長

確かに、第3号埠頭で取り扱っている貨物につきましては、飼料原料、大豆、米、そのほか輸出中古車、輸入製材、輸入水産品等々ございますが、今、委員がおっしゃったのが飼料原料ということで、その第3号埠頭にあります上屋から搬出、搬入をしているという貨物でございます。

御存じのとおり、現在、第3号埠頭は、クルーズ客船がたくさん寄港してございますので、荷役も今は上屋の岸壁側、外側から荷物の出し入れをしているのですが、それを中通路側から出し入れするようにできないかと、上屋を使っている業者とも相談しておりますので、なるべく早目に、そういったことも実現しながら、荷役との調整をしてみたいと考えております。

### ○大橋委員

その根本的な解決として、以前に議会の中で、小樽開発埠頭の上屋の仕事というものを、あそこから動かせられないのかという質問をしたのですが、やはり、それにはどのような点で困難点があるのでしょうか。

### ○(産業港湾)管理課長

第3号埠頭の位置づけなのですが、指定保税地域と言いまして、関税法第37条で指定されております。これについては、道内では小樽港と函館港のみです。この保税指定というのは、外国の輸出入貨物について一時蔵置ができて、そこで通関手続もできるということで、外国貿易をしている港としては非常に貴重な機能でございます。それについては、単純に土地だけではなくて、上屋も含めた、そういうもの全部を、指定保税というくくりの中でやっている施設ですので、単純に荷物をどこかに移せばいいというだけではなくて、そういった手続上の関係も整理した中で対応していかなければならないと考えています。

我々も、今後の話としては、当然、そういうことも視野に入れながら検討してきているのですけれども、そういった非常に貴重な機能であるということで、簡単にはいかないところもあります。クルーズ客船のこれからの環境の中ではそういうことも一定程度整理していかなければならない課題だと思っております。

#### ○大橋委員

結局、私が議員になった20年前から、この第3号埠頭をどうするのだという問題は、小樽港の中心課題だったのです。それで、当然ながら、観光とかそういう面で、港中心の観光をしていく部分の基地だということで、先ほど、指定保税の話が出ましたけれども、20年前のときは、もう既に港湾部長や助役とかがあの場所にコンベンションセンターを建てるのだということを、大きな声で市民にも言っていたのです。ですから、20年前のそれが始まりなのです。我々も、将来はそうなると思っていましたから、指定保税で貴重な空間だとかそんな議論は、それ以前に吹っ飛ばすような議論のはずだったのです。ただ、そのコンベンションセンター建設という話は、だんだん後退してきて、今、結局、この質問をしているのは一体、第3号埠頭の問題はどうなるのか。要するに、小樽がこれから観光港だよと無理やり指定されたのですけれども、その場合に、観光港としての基点は、第3号埠頭を中心に考えていくのかどうか、それから、コンベンションセンターの構想というのは、今はお金がなくてできないのでしょうか、要は、昔、1回は考えたような話ですから、第3号埠頭の将来構想をどう考えているのかについてお示ください。

#### ○産業港湾部参事

最初に、観光港というお話がございました。いつも、観光港と言われると私はちょっと抵抗感がありまして、いろいろと異議を申しております。小樽港に観光機能を導入というか、それは以前から変わっていないので、その点については全く異存ございません。先ほど委員がおっしゃったように、20年前というと、まさに昭和50年代の半ばころから第3号埠頭の再開発が延々と課題として続いてきているわけです。私も、その当時から携わっているのですが、何度絵をかいたかわからないくらい、ビジョンを描き続けました。そして、御存じのとおり、実現はしていません。

当時とポテンシャルなり地区の魅力というのは一切変わっていません。今も非常に高いポテンシャルを持っています。もう一つは、先ほど課長からも答弁しましたけれども、実は課題も昔と何も変わっていません。つまり、あの地区が、単に土地があるだけということではなくて、機能上も指定保税地域であるとか、あるいは建っている上屋なども全部それぞれ特別な機能を持ち、中にいろいろな設備が入っていて、ただの箱ではないのです。そういうものが小樽の大きな企業へ原料を供給する役割を担っていて、地域経済の中では非常に重要な位置を占めています。今度は、それを移転するためにどういうことになるかということ、移転の代替地ももちろん必要ですけれども、莫大な費用がかかる。これも昔から変わらない課題です。小樽駅前から真つすぐの場所にある、非常に高いポテンシャルのところを何とか観光にも生かせるように交流の場にしたいというのは昔から変わらない気持ちではありますが、先ほど言ったような課題もあって、いまだに実現していません。

ただ、あの当時とちょっと変わってきているのは、クルーズ客船の関係というのは、これほどになるとは実は思っていませんでした。今は、全道でナンバーワンの寄港実績を誇っており、これからも恐らく伸びていくだろうと思います。さらに、外国のほうのクルーズがどんどん盛んになって、今度は、東アジアのほうに来ると思うのです。そういったときに対応できるようにするにはどこがいいのかということ、やはり一番アピール性の高いものもあるし、市民から見ても観光客から見ても一番喜ばれるのはやはり第3号埠頭であるということは変わらない認識でいるわけです。

したがって、基本的にこれからの方針としても、第3号埠頭にこういう機能を持つていくことに変わりません。ただ、どういうふうにできるかということになると、やはり我々ができる範囲の中で着実に進めて、段階的にやっていくしかないだろうと思っているわけです。

## ○大橋委員

20年間、鈴木参事と議論してきたような気がするのですが、参事後、だれが港の専門家になっていくの  
の見えませんが、専門家になっていく人に、ぜひ今までの経験を伝えて退職していただきたいと思  
います。

質問を変えます。

### ◎ソーラス条約について

ソーラス条約についてですが、ソーラス条約というのは、私の大嫌いな条約でして、これを質問するわけな  
ので、ソーラスによって構内の陸地通行が制限されて、私も小樽を訪れた人を港に案内するときに入れ  
ないところばかりで、あまりにも制限区域の多さを実感しているのと、それから、小樽港の働いてい  
るよさとか、そういうものを見せることができないのが残念です。

そういう部分で、他のソーラス条約の指定港はどうかということでも視察もしましたけれども、そのとき  
に行った中で、神原汽船のコンテナ船が寄港しているところとして鳥取県の境港があります。小樽に縁  
があるなと思って見てきましたけれども、境港の場合は、港の形状の問題があるのでしょうか、そん  
なに広い地域をソーラス条約の適用範囲にしていないのです。それで、反対側の岸壁から見たり  
すれば、十分にソーラス条約の適用しているところの姿も見られて、小樽とずいぶん違  
うというふうに思っていました。それから、函館を観光しても、十分に港の中を見ることが  
できますし、そんなに制限区域が多いという印象を受けないのです。そういうようなところ  
で、小樽港は制限区域が広すぎるというふうに私は思っているのですが、小樽として、現行  
のままの区域を維持していくのか、つまり、ロシアや北朝鮮から来る船というのは大幅に減  
ったというふうに感じているのですが、ソーラスを制定したときと現在の外航船の寄港数  
の変化、それから、その周辺の状況の変化はどういうふうになって  
いますでしょうか。

### ○（産業港湾）管理課長

ソーラス条約が批准されて、ソーラス対応したのは平成16年7月からでございます。平成16  
年の外航貨物船の小樽港への入港隻数は1,138隻でございます、そのうち、ソーラス対  
象の貨物船となります500トン以上の船舶は603隻、それから、徐々にじり貧とい  
うことで数値が下がってきております。21年に、ロシアの輸入関税の引上げ  
がございましてがくと落ちていまして、外航貨物船が全体で447隻、うちソーラ  
ス対応が279隻となっております。直近の22年で申しますと、速報値でござい  
ますが、外航貨物船の隻数が455隻、うちソーラス対象が270隻という  
状況で推移してございます。

確かに、16年と直近の数字で見ますと、外航貨物船全体で、対16年比40パー  
セント、ソーラス対応でも半分ぐら  
いという状況になってきているのですが、16年当時は、この603隻という  
のは外航貨物船がかなり多くて、1バースに2隻とかぎゅうぎゅう  
いて、バース手配もままならないで、けんかしながらバースの手配  
をしていたという状況  
でございまして。

現在、確かに数は減ってはいるのですが、そこそこといいますか、1隻  
でも、中古車積みなどは10日ぐら  
いづつという船もございまして、その意味では、効率的に荷さばき地  
を使いながら、代理店のトラブルも  
なくという言い方は変ですが、ち  
ょうどいい使い方使われている  
状況でございまして。

## ○大橋委員

船は減っても、実際にはたくさんの面積が確保されているから、そこへ  
ぼつんぼつんと配置してという感  
じなのだと私はとっているのです。  
ただ、現実には減っているわけ  
です、工夫次第によっては面積  
が減らせるのではないかと  
思っているのですが、仮にフェ  
ンスで囲う区域の変更という  
のは、行政手続的にはどうい  
うふうにしていくことになる  
のですか。

### ○（産業港湾）管理課長

ソーラス区域での対応につきましては、あくまで港湾管理者が保安規定  
というものを作成しまして、国の承認を

得るという手続になります。ですから、減らす、増やすということについては、まず港湾管理者がどうしたいかという考えの下に、いきなり書類をつくって承認ということはないのですけれども、事前協議しながら、その中で、単純に船数が減ったから減らすという議論にはならなくて、本当に保安規定を遵守して安全な港として外国貿易船を受け入れる態勢を維持できるのかという観点の下に考えて、減らす手続を行うことは可能であります。

現状では、5埠頭16バース持っているのですけれども、実態を見ますと、手宮の岸壁については、以前、あそこにはヒロ企画があったり、日清の外国貿易船が着いていたことがありましてソーラス対応しているのですけれども、ここ2年ほどは全く外航船が着いていないという状況もありますので、そういった部分については、今後、検討する課題かというふうには考えています。

#### ○大橋委員

今、市が主体的にその問題を判断できるという部分と、それから、市が主体的に判断できるのだから、これから考える余地もあるという受止め方でいいのですね。

#### ○（産業港湾）管理課長

そういうことでございます。

#### ○大橋委員

わかりました。以前の感覚から言うと、絶対に動かせないものだというふうな感覚を持っているのではないかと考えたものですから、お尋ねしたわけです。

それから、今、クルーズ客船の話が出てきたのですが、クルーズ客船が来たときに市民はたくさん見に行くわけです。それで、クルーズ客船のすぐそばまで近寄れるのはボランティア登録している市民で、あの人たちはすぐそばまで行って太鼓をたたいたりしているみたいですが、それ以外の市民にとっては、結局、一定の距離を持って離れて見なければならぬような状況にあります。そういう部分で、もっと近くまで行って見られるように、フェンスの形状を変えるとか、そういうことはできないのでしょうか。

#### ○（産業港湾）管理課長

確かに、クルーズ客船がたくさん寄港したときに、見学に来る方ですとか、写真を撮りたいということで訪れる方たちがいらっしゃいます。委員がおっしゃったように、今、そばまで立ち入ることができるのは、クルーズ客船クラブに登録している会員であるとか、招待であるとか、公募で事前に名簿に載っていたり、氏名登録を受けている者という形での事前登録が必要となっております。

我々も、実際にその警備をしているので、市民の皆様がクルーズ客船を見てみたいですとか、写真を撮ってみたいというその気持ちは非常にわかります。ただ、ソーラスの部分については、外航船の安全という部分がございまずので、先ほど貨物船については年12隻という話をしましたけれども、クルーズ客船、外航船については1隻でもソーラス対応しなければならないということになってございますので、その部分については、やはり岸壁のつくり方です。横浜港の大棧橋などを見ると、エプロンはソーラスなのですけれども、その上にターミナルがあって、ターミナルの上までは順に入ってきますというようなつくりになっているのです。本当はああいうものが理想ではありますが、今は、先ほど議論がありましたように、これから第3号埠頭の整備をどうするのだという中では、当然、そういうことを視野に入れていかないと、市民のニーズには合っていないだろうというふうには考えております。

#### ○大橋委員

事情についてはよく理解をできました。この問題についてまだやりたいのですけれども、残念ながら、私はこの問題について質問するのは今期で終わりですので、あとは山口委員に託して、終わります。

#### ○委員長：

平成会の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、本日はこれをもって散会いたします。